

令和6年12月16日

◎三石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時4分開会)

◎三石委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、18日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は、警察本部を除き部局長等の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思っておりますので御了承願います。

《総合企画部》

◎三石委員長 初めに、総合企画部について行います。

それでは議案について、部長及び理事の総括説明を求めます。

なお、第29号議案に係る質疑については、部長及び理事の総括説明の後に行い、そのほかの部長及び理事に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

まず、部長の総括説明を求めます。

◎松岡総合企画部長 所管の事項について御説明させていただきます。一般会計補正予算について、資料2ページを御覧ください。

今回の補正では、人件費につきまして、政策企画課が4,305万8,000円、秘書課が89万8,000円、広報広聴課が198万4,000円、交通運輸政策課が169万6,000円の増額補正を、デジタル政策課が220万円の減額補正をお願いしております。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるもの、加えて、政策企画課は、部の創設に伴いまして、部長・理事・副部長の人件費を計上することとなったことによるものです。また、会計年度任用職員改定分につきまして同様に計上しております。

報告事項につきましては、交通運輸政策課から、とさでん交通の経営状況について御報

告させていただきます。詳細につきましては、交通運輸政策課長から御説明いたします。

簡単でございますが、私からの総括説明は以上です。

◎三石委員長 次に、理事の総括説明を求めます。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 所管の事項について説明させていただきます。一般会計補正予算について、同じく資料2ページをお願いいたします。

今回の補正では、人件費につきまして、中山間地域対策課が449万9,000円、移住促進課が283万1,000円の減額補正をお願いしております。人件費補正の主な理由としましては、部長所管と同様ですので省略させていただきます。

次に、審議会の開催状況について御報告します。資料3ページの主な審議会等の状況をお願いいたします。

まず、政策企画課所管の元気な未来創造戦略推進委員会は、11月5日に第2回委員会を開催し、元気な未来創造戦略の令和6年度上半期の進捗状況及び強化の方向性について説明を行い、各委員よりそれぞれの専門分野の見地から御意見を賜りました。

また、中山間地域対策課所管の高知県中山間地域再興ビジョン推進委員会は、10月30日に第2回委員会を開催し、今年度の取組状況及び今後の強化の方向性について説明を行い、各委員よりそれぞれ御意見を賜ったところです。

簡単ではございますが、私からの総括説明は以上です。

◎三石委員長 それでは、部長及び理事から説明のありました第29号議案について質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、総合企画部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、総合企画部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

とさでん交通の経営状況について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎後藤交通運輸政策課長 とさでん交通の令和6年度上半期の経営状況につきまして、とさでん交通から提出のありました資料で御報告させていただきます。総務委員会資料の3ページをお願いします。

こちらは、とさでん交通が設立された平成26年10月から令和5年度までの業績推移を示したものです。このグラフにつきましては、6月の委員会において御報告させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、4ページをお願いします。こちらは、令和6年度上半期の会社全体の経営状況をお示ししたものです。

まず、表の中段やや下の部分、本業の利益を示す差引営業損益は、1億9,000万円の赤字で、令和5年度の2億8,600万円の赤字からは9,600万円改善されております。営業外収益5,100万円は、受取配当金や業務委託料などによる収益であり、昨年度から1,700万円の増となっております。営業外費用3,200万円は、主に借入金の利払いとなっております。

その下の経常損益は1億7,100万円の赤字となっております。特別利益4,800万円は、主に県と沿線市町からの補助金です。

一番下の当期損益は、令和6年度上半期は1億3,200万円の赤字で、昨年度同期と比較し1億600万円の改善となっており、令和元年度と比較しても3,900万円の改善と、コロナ禍前の水準以上に回復しております。

次に、5ページをお願いします。令和6年度上半期の実績を各部門ごとにお示ししたもので、左側の表が軌道事業、右側の表が路線バス事業です。

まず、軌道事業の一番上、主に運賃収入になります営業収益は4億3,000万円と、昨年度に比べ900万円改善をしております。

一番下の差引営業損益は1億300万円の赤字で、端数処理の関係でずれがございますが、昨年度から600万円改善しております。

続きまして、右の路線バス事業の上半期の実績ですが、一番上の営業収益は4億600万円で、昨年度と比べ900万円減少しております。減少している理由としましては、昨年度はらんまんの放送に合わせたMY遊バスの臨時便の運行がございましたが、今年度は運航がなかったことが主な要因となっております。

一番下の差引営業損益は2億8,000万円の赤字で、先ほどと同様に端数処理の関係でずれがありますが、昨年度と比較し700万円改善しております。

6ページをお願いします。折れ線グラフの表が2つございまして、上が軌道の利用者数、下が路線バスの利用者数の推移となっており、赤色の点線が令和6年度上半期の利用者数となっております。

上段の軌道事業は、上半期における各月の利用者数の合計は、令和2年度以降で最も高い水準に回復しております。

下の路線バス事業は、水色でお示ししました昨年度と比べて、利用者数が減少しております。減少している理由としましては、先ほどの説明と同じく、らんまんによる効果の減少や、8月のところを御覧いただきますと落ち込みがっておりますが、これは台風による運休のほか、晴天の日が昨年度より10日ほど多かったことが主な要因となっております。

7ページをお願いします。左側が高速バス事業、右側が貸切バス事業の表となっております。

左側の高速バス事業の一番上の営業収益は3億6,100万円で、昨年度と比較し1,800万円の増収、一番下の差引営業損益は1,200万円の黒字であり、増収増益となっております。

右側の貸切バス事業の一番上の営業収益は2億4,300万円で、昨年度と比較し200万円の増収、一番下の差引営業損益は2,700万円の黒字で、高速バス事業と同様に増収増益となっております。

8ページをお願いします。その他の部門の状況も含めた全社の上半期の実績となります。一番下の営業損益は1億9,000万円の赤字となっておりますが、昨年度と比較すると9,600万円の改善となっております。

9ページをお願いします。ここからは、とさでん交通の収支改善策の取組状況などについてお示ししたものです。年度途中ですので、こちらについては説明を省略させていただきます。

今年度の上半期の状況につきまして、会社からは、台湾からの定期チャーター便やクルーズ船などインバウンドが好調なことに加え、国内の団体旅行についても回復傾向にあり、足元は好調に推移しているというお話を伺っております。

県としましては、引き続き沿線市町、会社と連携し、経営の安定化とともに、喫緊の課題となっている運転士確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎大石委員 改善はしているとは言いますが、中身を見ると、令和元年度と比べたら、人件費を含めて経費を節減しながら何とか黒字を絞り出しているという感じだと思うんです。以前も指摘したと思うんですけど、一番問題といいますか、考えないといけないのは路線バスの問題ではないかなと思います。今回の議会で武石県議からもいろいろ質問がありまして、現在、路線バスのスキームには2つ問題があると思っています。一つは、路線バスを維持しないといけないがために、本来収益部門である高速バス・貸切バスの運転手をどうしてもそちらに持っていかざるを得ないということで、赤字部門に人を張りつけるがために、もうかっている部分に人を張りつけられないということ。

それからもう一つは、この補助の仕組み自体が、頑張っても収益を上げて結局補助金が減らされるという座組みになっていることで、事業者からするとインセンティブが働かない上に、なかなか厳しいということ。次年度はちょっと仕組みを変えていただけないか聞いていますけれども。たしか四国平均だったのを全国平均にするとかの変更だということですけど、本来は恒久的にその仕組みを考えていく上では、全国平均に合わせるとかそういうことではなくて、路線バスを維持していくのであれば、やはり高知県独自の考え方というのもしっかり示していくとか、考えていかなければならないんじゃないかと思うんです。この2点について、どういうふうに現状お考えかをお伺いしたいと思います。

◎後藤交通運輸政策課長 まず、路線バスを維持するために収益部門である高速バス・貸切バスに人が割けないという実態は確かにあり、路線バスの維持のために運転士を投入す

る必要があるというところは、実態としてそうだと考えております。

2つ目の補助の仕組みでは、今年度、全国平均ということで従前の四国平均よりも引き上げて、補助制度を強化している状況です。今年度、制度改正に取り組みまして、その運賃の引上げ分の部分については、来年度にしっかりと改善をしたいと考えておりますし、議会の答弁でもありましたように、高知県だけが厳しい状況ではなくて、全国的な状況とも考えておりますので、国への政策提言を含めて、そういったところもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

現在、とさでんと県、沿線市町でのワーキンググループで、そういった路線バスの厳しい状況や路面電車についても議論しておりますので、そういったところで、引き続き支援の強化といったことも検討を進めてまいりたいと考えております。

◎大石委員 この補助の仕組み自体が、過去3年間の経費の平均を取って支援するということですが、今みたいに年々ずっと経費が自然と上がっていく状況の中で、そもそも過去の実績を基に計算する手法が正しいのかということも思います。全国的にも厳しい状況というお話がありましたけれども、一方で、全国の中でも最も低い賃金で、とさでん交通の運転手は仕事をしていることについてはどういうふうにお考えかお伺いしたいと思いません。

◎後藤交通運輸政策課長 給与水準は御指摘があった状況だと考えております。その処遇改善といったところも、運転手の確保には必要な改善策だと考えておりますので、また引き続き、バス路線の運行費の補助の強化、その他の支援の強化も含めて検討をしっかりとしていきたいと考えております。

◎大石委員 前段の、過去の平均で取る手法についての見解はいかがでしょうか。

◎後藤交通運輸政策課長 国の制度では過去3年という形になっておりますけれども、本県では直近の1年間という形で運行費を計算しておりますので、そういった意味では、国よりも実績に近い数字を反映できていると考えております。

◎大石委員 処遇改善の議論をずっとしてきていますけれども、なかなか難しい状況であります。何度も言いますが人の命を預かる仕事でもありますし、ぜひ、これはもう真剣に、引き続き取り組んでいただきたいと思いません。

その中で1点、ちょっとお答えしづらいかもしれませんが、県も大株主でありますので質問します。通常、新会社発足のときには、以前の会社の債務はゼロでスタートするのが大体基本的な、多くの整理の仕方だと思いますけれども、とさでん交通の場合は債務を一定引き継いで、今に至っていると認識しております。そういった意味では、いまだに利払いといえますか、こういう経営状態の中でも銀行に対しても利息を支払いしている状況だと思います。新会社発足以降、どれぐらいの利払いが発生しているのかお伺いしたいと思いません。

◎後藤交通運輸政策長 今、手元に資料がないので、また確認します。

◎大石委員 じゃあ、ちょっと質問を変えますけど、現時点で積み上がっている債務、銀行に対する借入れはどれくらいあるんでしょうか。

◎後藤交通運輸政策課長 約37億円でございます。

◎大石委員 その37億円に対して、大体どれくらい年間支払うようになっているんでしょうか。概算でいいです。

◎後藤交通運輸政策課長 元本と利子を合わせて約1億8,000万円です。

◎大石委員 県が入れている補助金はどれくらいですか。

◎後藤交通運輸政策課長 今年度の予算では、約2億6,000万円です。

◎大石委員 ということは、2億6,000万円補助はするけれども、そのうち1億8,000万円は銀行にそのままいっているという、簡単に言うとそういう状況だと思うんです。この経営状態でなかなか従業員の賃金も上がらない中で、銀行との交渉は、今後考える余地はないんでしょうか。あるいは、借換えといたしますか、県が一定増資をして借金を減らすとかということは考えられないんでしょうか。

◎松岡総合企画部長 たしか発足時にも銀行から大分放棄もしていただいた上で、最大限の交渉もしてというふうな話であったと思います。会社の経営を今後考えていく中で、当然、その債務がどれくらいあって、償還していくことも考えていくことにはしていますけど、一方で、企業の借金を返すために公金を入れるのは、かなりハードルが高い部分もあります。そういった意味で、ワーキンググループでは債務のことも含めて検討はしていきますけれども、今の段階で、それも払っていきますというのは、なかなか。当然、県だけではなく市町との調整もありますので、そこは今後検討させていただくとしか、この場では言えない状況です。

◎大石委員 もちろんそうなんですけれども、たしか発足時の残った債務も17億円ぐらいだったと思うので、今20億円ぐらい増えていると思うんですけど、いかがですか。

◎松岡総合企画部長 発足時がたしか17億円で、その後コロナの関係で緊急の融資を借りたと伺っております。

◎大石委員 そういったことも踏まえた上で、形として2億6,000万円の補助金は出しているけれども、1億数千万円は利払いで消えていく。けど給料には回らないということは、そのままこれを放置しておくのがいいのか。銀行にはずっとお世話になっているわけですから、もちろん不義理をするわけにはいかないんですけども、ここは株主としても、いろいろなことを考えていくべきではないかなと。これは要請ということにしておきたいと思います。

それから最後にもう1点、路面電車の件で。上下分離の話が武石議員から出ましたけれども、こないだ総務委員会でも札幌市に行ってきたして、上下分離を国が認めるためには、

いわゆる高度化をしないといけないということで、新しい車両を入れないといけないとか、かなりハードルが高いように聞いています。その辺りで、公共交通については国にもいろいろ要請をしていかないといけない中で、上下分離に関する規制とか要件の緩和といったものは、今後求めていくような検討はされていますでしょうか。

◎後藤交通運輸政策課長 上下分離は、確かに高度な車両を入れることが要件になっていまして、多額のコストがかかるので上と下を分けましょうという制度になっております。それと実質的に同じといたしますか、効果があるみなし上下分離といった方式もございまして、下の部分を公、行政が担うという形、必ずしも高度化しないといけないわけではないというところで、そのみなし上下分離も選択肢に入ってくるかと考えております。

ワーキンググループでも検討を進める中で、さらに来年度しっかりと将来的なコストも含めて調査をした上で、幅広く支援の在り方も検討したいと考えております。

◎金岡委員 ちょっと心配なのは、売上実績とか営業収益が令和元年度まで戻っていないとあるんですけども、軌道、路線バスを含めて、若干まだ売上げが戻っていない中で、この損益の実績が若干上がっているんです。今ざっと見たんですけど、いわゆる経費をどんと削っていて、その中でも特に人件費を削っているんです。それで、先ほどからずっと処遇改善と言いながら、人件費が削られて、若干損益が改善したよという形になっているんです。

これはあまりよろしくない形です。人件費を削って処遇改善ができたのかというと、そこは恐らくできていないので、この辺はどういうふうに関後やられるのか。一番は、営業収益を上げるために、バスあるいは軌道、特にバスです。ここの収益をどうやって上げていくかということになるんですが、そのための対策・施策は、どういうことをやっているんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 人件費が減っているのは事実でして、それはバスの運転士を含めて、人員が減ったということが主な要因と考えております。

今後、収益を上げる、もしくはバスの路線を維持するという観点でいきますと、バスの運転士の確保が大きな課題でありますし、取り組んでいかないといけないと考えております。

◎金岡委員 そしたら、バスの運転士の確保、人員の確保ができれば、収益も上がってくると考えていらっしゃるんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 バス路線の維持にもそうですし、先ほどの収益部門であります貸切バス・高速バスにも乗務員が確保ができると考えておりますので、しっかりと取り組まないといけないと考えています。

◎金岡委員 何が言いたいかということ、バスを使う旅行商品なりを開発していかないといけないと思います。インバウンドがたくさん来て、例えばクルーズ船が入ってきたら、高

知市内だけではなくて、もっと周辺のところまで足を伸ばせるような旅行商品なりを開発すれば、必然的にバスが使用されるわけで、売上げも上がる形になると思うんです。台湾のチャーター便も同じような話で、いかに遠くへという旅行商品をつくるかというようなことだと私は思います。

現実に関今、高松へ来ている台湾の定期便で高知までバスで来られていますよね。逆のバージョンもあると思いますが、そういうふうにやれば必然的にバスの売上げは伸びるはずですから、やはりそういう商品を開発していく中で営業収益を伸ばしていくというふうにやらなければ、いつまでたっても人件費を削るとかでやっていたら、処遇改善もままならないし、当然のことながら人も来ませんから確保できませんよ。

ですから形としては、とにかく営業収益を上げるための対策を確実にやっていくことを考えていかないと、経費を削ることで収益を上げるみたいなことをやっていても、いつまでたっても改善できませんから、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

◎下村委員 私も同じような話なんですけど、特にインバウンドが今伸びてきている中で、インバウンドの売上げに対しての利用割合であるとか、きちんとした分析ができつつあるのか。全体の売上げに対して、どの辺までインバウンドの伸びが影響しているのかとか、そういう細かい分析ができているのかどうか。その辺りはいかがですか。

◎後藤交通運輸政策課長 現時点では、細かい分析までは至っておりません。

◎下村委員 先ほど金岡委員も言われましたけど、収益を上げていくときのポイントになるところが、どこを重点的にやればさらに利益が上がってくるのかとか、見えるポイントがちょっとずつ変わってくるような気もするので、ぜひそこは、インバウンドが実際に入ってくることによってどういう影響が及ぼされているのかとか、そういう細かいところも少し見るようにしていただければどうかなと思います。これは要請としておきたいと思ひます。

◎細木委員 経営改善の問題では、本会議でも提案させていただいた国土交通省のメニューのエリア一括協定運行事業であるとか、もう国土交通省へ来年度の予算要望でしていると思うんですけど、そういう国のメニューをいかに使って経営改善につなげていくかが大事になってくると思うんです。県と事業者が一緒になって、国の補助メニューなどを使おうとしているのかという検討状況を教えていただけたらと思ひます。

◎後藤交通運輸政策課長 使えるものはしっかりと使っていきたくて考えております。国の交通空白解消のプラットフォームも先日立ち上げられており、新たな支援制度もそこで出てくると聞いておりますので、そういったところを活用しながら、しっかりと取り組んでいきたくて考えております。

◎細木委員 具体的にどういふことが使われるようになっているのか、また教えていただきたいと思ひます。

もう1点、国内旅行が改善傾向であると報告がありました。12ページのPL効果額ということで、先ほど金岡委員からも国内旅行の企画商品についてぜひもっと進めるべきだという意見がありましたけど、国内手配団体3,000万円のところ、今年度は1,250万円の予想で、目標には届かないような状況になっています。来年度は、あんぱんの効果をしっかり取り込んでいくことが大事になると思うんですけど、この辺りは、来年度に向けて何か新たな取組を検討されているのでしょうか。

◎後藤交通運輸政策課長 具体的な取組までは、まだ事業者から聞いておりませんので、また確認します。

◎岡田（芳）委員 1点だけ教えてください。11月から運賃改定されましたよね。その後の乗車率の変化だとか、影響などは出ていませんか。まだ、あまり日がたっていないですけど。

◎後藤交通運輸政策課長 特に変化があったという話は聞いてない状況です。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部を終わります。

《総務部》

◎三石委員長 次に、総務部について行います。

初めに、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、刑法等の一部改正に係る議案である第5号議案についての説明は部長が一括して行い、各課長の説明は省略したいと思います。

また、第5号議案の質疑については、部長の総括説明の後に行い、そのほかの部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承を願います。

また、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より長岡教育長、警察本部より高清水本部長が同席しております。

◎清水総務部長 まず、総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分について御説明を申し上げます。

中央西土木事務所の職員が、知人女性に対して同意を得ることなくわいせつな身体的接触を行い、このほかにも複数の知人に対してわいせつな言動などを行ったものです。この職員につきましては、11月8日付で停職1年の懲戒処分としたところです。職員の不祥事により公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、被害者の方をはじめ、議会、県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。

申し訳ございませんでした。

今回の処分を踏まえて、このような事態が繰り返されることのないよう、公務員倫理の確立と綱紀の粛正について、改めて全庁に通知し職員に徹底したところです。いま一度、

職員一人一人が県職員としての自覚を新たにし、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復できるよう努めてまいります。事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として人事課長から御説明申し上げます。

それでは、総務部の議案につきまして、私から総括して説明させていただきます。

まず、今回の補正予算の概要について御説明します。2ページ目、令和6年度12月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の一般会計補正予算案につきましては、主に国の総合経済対策への対応を図るものです。

まず、下の（2）歳出の表のうち、補正額の小計（B）列の一番下の行ですが、総額で312億3,450万円の増額補正となっており、これは、12月補正予算としては平成以降で3番目の規模となっております。内訳としましては、通常分が4億3,400万円余りの増額、国の経済対策等に対応した追加分が308億円余りの増額となっております。

経費別で申し上げますと、小計（B）列の上段の（1）経常的経費が41億8,700万円余りとなっております。これは、LPガス代支援や特別高圧電気料金高騰への支援などソフト事業の経費のほか、県人事委員会勧告に伴い増額する人件費などです。

また、中段の（2）投資的経費は270億4,700万円余りとなっており、主に国の5か年加速化対策を活用したインフラ整備に係る経費です。

これらの歳出を賄う上の（1）歳入の補正につきましては、補正額の小計（B）列の中段（2）特定財源が281億4,300万円余りとなっております。内訳としましては、国庫支出金は5か年加速化対策などの公共事業に係る国庫補助金や重点支援地方交付金など140億3,500万円余り、県債は主に公共事業に係るものとして131億7,500万円、その他は公共事業に係る市町村からの負担金など9億3,200万円余りとなっております。

また、上段の（1）一般財源は30億9,100万円余りとなっており、昨年度からの繰越金及び財政調整基金により対応しています。

以上が、補正予算案の概要でございます。

次に、総務部関連の議案は、第29号議案の令和6年度高知県一般会計補正予算の所管分です。3ページを御覧ください。

総務部の補正予算総括表となっております。今回補正予算でお願いいたしますのは、補正額欄の一番下の計、一般会計の総額で3億6,087万8,000円の増額補正です。内容としましては、職員や会計年度任用職員の人件費や、給与システムの改修に関する補正です。このうち、時間外勤務手当等を除く人件費につきましては、各課共通事項となりますので私から一括して説明し、各課長からの説明は省略させていただきます。

人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年

度任用職員改定分につきましても同様に計上しております。

人件費補正以外につきましては、財政課、行政管理課から歳入・歳出補正予算を提出させていただきます。こちらにつきましては、後ほど担当課長から御説明を申し上げます。

次に、条例その他議案です。4ページを御覧ください。

総務部からは、第5号及び第6号の条例議案2件と第14号のその他議案1件に加えまして、5ページの第27号、第28号の条例議案2件を提出させていただきます。第5号議案については、この後私から、その他の議案の詳細につきましては、後ほど担当課長からそれぞれ説明をさせていただきます。

第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案」について、私から説明させていただきます。6ページを御覧ください。

今回の条例改正は、資料上段の概要にもありますように、刑法における懲役及び禁錮刑を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とする法改正が令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の懲役、禁錮に係る規定箇所を拘禁刑に改めるなどの整理をしようとするものです。

この拘禁刑の創設の概要につきましては、資料中段の1刑法改正の概要を御覧ください。近年、受刑者の改善更生、再犯防止の重要性について認識が高まる中、受刑期間中の作業従事が受刑者の改善、更生等に有用であるとの見解もあり、例えば、拘置期間中の作業従事が義務づけられていない禁錮刑の受刑者が受刑生活のめり張りなどを求め、自ら希望作業に従事する、いわゆる請願作業が広く行われているといった実情もございました。こういったことを踏まえ、現行の懲役と禁錮の区別に捉われず、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導とベストミックスした処遇を行うことも目的として、拘禁刑が創設されることとなりました。

この刑法改正に伴い、資料下段の2条例改正の概要にありますように、総務部所管の9本の条例改正が必要となり、その改正パターンは大きく2つございます。

1つ目は、条例の罰則規定に定められている懲役・禁錮を拘禁刑に改めるものです。具体的には、資料下段左側にお示ししております高知県情報公開条例では、罰則規定に懲役と規定しておりますところを、今回、拘禁刑に改めようとするものです。その他、4本の条例につきましても、同様の整理をすることとしております。

2つ目は、手当等の支払いを差し止める要件を定めた条例の規定について、当該規定の懲役・禁錮を拘禁刑に改めるものです。具体的には、資料下段右側にお示ししております職員の退職手当に関する条例では、退職手当の支払いの差し止め要件の規定に禁錮と規定しておりますところを、拘禁刑に改めようとするものです。その他、3本の条例についても同様の整理を行うこととしております。

以上が、今回の条例改正の概要となっております。なお、今回の条例改正は、刑法改正の施行の日と同日の令和7年6月1日から施行することとしております。

次に、報告事項ですが、今回御報告しますのは、冒頭で御説明しました人事課からの職員の懲戒処分についての1件です。詳細につきましては、後ほど人事課長から御説明します。

最後に、主な審議会等の状況について説明させていただきます。7ページを御覧ください。主な審議会等の状況（総務部10月4日～12月15日）と記載された資料です。

まず、高知県公益認定等審議会は、今期につきましては、10月25日、11月18日に開催し、諮問案件1件について審議しております。

次に、高知県行政不服審査会は、今期につきましては、10月30日及び11月26日に開催しまして、諮問案件3件について審議しております。

次に、高知県公文書開示審査会は、今期は、10月29日、11月29日に開催しまして、諮問案件1件について審議しております。

なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

◎三石委員長 それでは、部長から説明がありました第5号議案について質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈財政課〉

◎三石委員長 初めに、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 一般会計補正予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。歳入予算について御説明申し上げます。

13繰越金につきまして、12月補正予算の財源として必要となる一般財源について、繰越金のうち1億5,080万円余りの増額補正をお願いするものです。

次に、2ページを御覧ください。追加提出をさせていただいたものです。12繰入金、13繰越金につきまして、国の経済対策等に対応するため、12月補正予算追加分の財源として必要となります一般財源につきまして、財政調整基金の取崩し及び繰越金で対応するため、12繰入金について27億3,900万円余り、13繰越金について2億50万円余りの増額補正をお願いするものです。

次に、3ページを御覧ください。歳出でございます。

財政費の人件費以外につきましては、17諸支出金、3公営企業支出金の補正がございます。そのうち、1電気事業会計支出金は64万円余りの増額補正、3病院事業会計支出金は

2,327万円余りの増額補正をお願いするものです。これは、それぞれの事業会計における人件費の補正に伴うものです。

補正予算に関しましては、以上でございます。

次に、4ページを御覧ください。第14号、令和7年度当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額に関する議案です。宝くじについては、当せん金付証票法によりまして、県議会の議決をいただいた金額の範囲内で、総務大臣の許可を得て販売できることとなっております。来年度の販売総額につきましては、全国自治宝くじ事務協議会の発売計画などを踏まえまして、今年度と同額の80億円に据え置きたいと考えております。

財政課からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈行政管理課〉

◎三石委員長 次に、第27号議案及び第28号議案について、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 当課からは、予算議案を1件、条例議案を3件、合計4件の説明をさせていただきます。

それでは、議案の順番と異なりますが、関係します課が多いことから、まず給与改定に関する条例議案2件につきまして、関係課を代表して説明させていただきます。

第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」です。

第1条例改正の目的は、高知県人事委員会による令和6年10月11日付の職員の給与等に関する報告及び勧告、いわゆる人事委員会勧告の趣旨に沿いまして、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当などの改定や職員の昇給制度等について必要な改正をするとともに、家畜の検査などの保健衛生業務に従事する職員に対して農林漁業普及指導手当を支給することを考慮し、特殊勤務手当の支給を一部廃止しようとするものです。

第2対象条例は、職員の給与に関する条例など8つの条例です。

第3主な改正内容につきまして、まず、人事委員会勧告に沿って実施するものです。(1)令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等のア給料表は、県内の民間給与と職員給与との格差3.1%を解消しますため、所要の改定を行うものです。改定に当たっては、県職員の初任給が県内民間企業の水準を下回っているほか、他の都道府県の職員の初任給と比較しても低位な水準にあることなどを踏まえまして、優秀な人材の確保・定着の観点から初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層及び30歳代後半までの職員に重点を置いて引き上げの改定を行うこととしております。

具体的には、行政職について高卒程度の試験で採用された職員の初任給を2万1,400円、

大卒程度の試験で採用された職員の初任給を2万3,800円引き上げるとともに、若年層及び30歳代後半までの職員を重点的に引き上げ、その他の職員については、改定率を低減させつつ引き上げるとしております。また、行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定するとしてしております。

イ初任給調整手当は、医師や歯科医師といった採用が困難である職員に対し、一定期間支給する手当です。支給月額の限度額について、国家公務員の改定に準じ、現行の41万5,600円を41万6,600円に引き上げるものです。

ウ期末手当及び勤勉手当は、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職員の年間支給月数を4.35月から4.45月へと0.1月引き上げるものです。定年前再任用短時間勤務職員、特定任期付職員等につきましては、それぞれ一般職員の改定割合に応じて引き上げることとしております。

次に、(2) 給与制度のアップデートについて説明させていただきます。国家公務員は、さきの人事院勧告において、人材確保などの人事管理上の重点課題に対応するため、給料表や通勤手当、ボーナスなどの諸手当にわたって給与制度を包括的に整備することとして、給与制度のアップデートを実施しております。本県の人事委員会勧告においても、国同様に給与制度のアップデートの勧告がございまして、これに対応するための措置を講ずるとしてしております。

まず、ア給料表の見直しは、民間人材などの採用時の給与を改善するとともに、副部長級以上の幹部職員について職責重視の給料体系に見直し、昇格によって給与が大きく上昇する仕組みにするものです。

イ昇給制度の見直しは、先ほど御説明した幹部職員を職責重視の給料表体系に見直したことに伴いまして、昇給による給与上昇を基本とし、昇給については、勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限り行うよう変更するものでございます。

ウ扶養手当の改定等は、国家公務員について配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げることとしており、本県においても国に準じて見直すもので、2年間の経過措置を設けて、段階的に実施することとしております。

エ地域手当の改定は、国において地域手当の級地区分と支給率が見直されたことにより、本県においても国同様の変更を行うものです。

オ管理職員特別勤務手当の支給対象時間の見直しは、現在管理職手当を支給されている職員が、災害の対処その他臨時または緊急の必要により、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務をした場合に支給しているものを、支給対象の時間を午後10時から翌日の午前5時までの間に拡大するものです。

カ通勤手当の改定等は、支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げるとともに、特急や高速道路を利用して通勤している職員について支給要件の緩和を行うものです。

キ単身赴任手当の支給要件の見直しは、現在、人事異動により単身赴任を余儀なくされた職員に対して支給しているものを、新規採用職員に対しても支給するよう、支給対象者を拡大するものです。

ク定年前再任用短時間勤務職員等に支給する諸手当の見直しは、定年前再任用短時間勤務職員等に対して、新たに住居手当、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当を支給しようとするものです。

最後に、ケ特定任期付職員に対する手当の見直しは、現在、県には特定任期付職員はいませんが、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給しようとするものです。

(3) 在宅勤務等手当の支給は、職員のテレワーク勤務を想定したもので、住居等において勤務時間の全ての勤務を1か月当たり平均10日を超えて一定の期間以上命じられた職員に対して、月額3,000円の在宅勤務等手当を支給するものです。

2 特殊勤務手当の改正は、家畜保健衛生所に勤務する家畜の検査等の保健衛生業務に従事する職員のうち、一定の要件を満たした職員に農林漁業普及指導手当を支給することとし、これを考慮して、当該勤務に従事する職員に支給する特殊勤務手当の一部を廃止しようとするものです。

最後に、第4施行期日等は、公布の日から施行し、第3の1(1)のア給料表の改定に係るものは本年4月1日から、第3の1(1)のウ期末手当及び勤勉手当の12月期分については本年12月1日から適用することとしております。

具体的には、給料については従前どおり4月1日に遡って改定を行い、また、期末・勤勉手当については、本年度は改定分を12月期に引き上げることとし、議案をお認めいただけましたら、年内に差額支給を行いたいと考えております。

また、ただし書の部分ですが、第3の1(1)イ初任給調整手当及びウ期末手当及び勤勉手当の来年度以降に係るもの並びに第3の1(2)給与制度のアップデート、(3)在宅勤務等手当の支給は令和7年4月1日から、第3の2の特殊勤務手当の改正は令和9年1月1日から施行することとしております。

続きまして、第27号「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」について説明させていただきます。

第1条例改正の目的は議会の議員の皆様及び知事等に支給する期末手当について、一般職員の引上げに準じて改正をしようとするものです。

第2対象条例は、記載の2つの条例です。

第3主要な改正内容でございます。一般職の職員の期末勤勉手当の改定割合に応じて、期末手当の年間支給月数を3.25月から3.30月に0.05月の引上げを行うものです。

第4施行期日等は、先ほどの一般職員と同様としております。

給与改定に係る条例議案の説明は、以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 給与に関する条例の一部改正ということで、30代後半までの若い方の給料を上げるのはいいこととは思いますが、今、子育てで一番お金のかかる40代についてです。私たちは反対していますが、大学の学費を値上げするだとか物価高騰で子育てでお金のかかる年代の方は上げてもらえないのは、なかなか大変かなと思いますけど、職員の組合とかから特に意見は出ていなかったですか。

◎別府行政管理課長 今回の改定は、昨年を引き続いて、初任給層から30歳後半が手厚くなっています。これは、民間との人材確保という観点から引上げ額を国と同じ額にするような形にしておりまして、若年層が手厚くなっているのは全国的なトレンドかと思っています。

委員御指摘のとおり、皆さん上がるべきではないかというところは、過去の引上げですと若年層に限ってという改定が多かったんですけれども、今年度については民間との差がかなり大きかったというところで、傾斜の形はありますけれども、全職員に対して支給がされる改定になっております。

どうしても民間との差というのを、原資をどういうふうに配分するかという中で、全国的な傾向も踏まえて、初任給層に厚くかかるような人事院勧告だったと理解しております。

◎細木委員 扶養手当も廃止になるということで、対象者の方はどのぐらいいるんでしょうか。

◎別府行政管理課長 対象者では、減額となるパターンが幾つかございまして、配偶者のみ支給されている方とか、配偶者と子1人の方、配偶者プラス子2人という方も減額になるんですけれども、それらの方が知事部局全体で403人となっております。

◎細木委員 なかなか多いというか、それぐらい減収になるという方は大変なので、子育てを応援することとどっちかということでこうなったんだと思いますけど、影響なども心配されると思います。言ってもしょうがないかもしれないけど。

もう1点、在宅勤務手当のテレワークの分ですけど、こういう実際に10日以上命じられる方は現在おいでるんでしょうか。

◎別府行政管理課長 現在の県のテレワークの基準では、テレワークの実施回数が週に2回までとなっております。週の過半は職場に出てくる基準になっておりまして、現在の規定ではこういった手当が支給される対象の方はおりません。

来年4月からこの手当を措置するに当たって、県の基準も見直して、今まで週2回までと制限していたテレワークについては、制限を撤廃する形で考えております。

◎細木委員 最後に。条例も改正されるということなので、介護とか育児でどうしてもテレワークを希望される方もおいでると思うので、できるだけ取りやすいような改善を求め

たいと思いますのでよろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

ここで、教育長と警察本部長は退席をします。

引き続き、行政管理課所管の第6号議案及び第29号議案について説明を求めます。

◎別府行政管理課長 続きまして、第6号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」について、説明させていただきます。

1 条例改正の目的は、宿泊料金の高騰などの社会経済情勢の変化を踏まえた国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正の施行などを考慮しまして、宿泊料の上限額を引き上げるなど、必要な改正をしようとするものです。

2 主な改正内容の(1) 宿泊料及び宿泊諸費の上限額の改正は、これまで本県においては、国内は東京都の特別区、甲地方及び乙地方の3種類、国外は指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の4種類に区分して上限額を定めておりましたが、国家公務員の旅費法が改正されまして、国内は都道府県ごと、国外は在外公館単位で実勢価格に応じた宿泊料が設定されました。また、国においては、今後宿泊料金の実勢価格に変動があれば、毎年度見直すこととしており、これまで法で定めておりました宿泊料等の上限額を、今回の改正において省令で定めることとしております。

本県において、従来のように、条例に上限額を規定することとしますと、国の見直しと同時期に対応することが現実的に困難となりますことから、今回の改正案においては、一般職員の宿泊料及び宿泊諸費の具体的な上限額の決定は各任命権者に委任することとし、令和7年4月1日から施行される国家公務員等の旅費に関する法律で適用される一般職員の上限額と同額とすることとしております。宿泊諸費については、朝食代や夕食代のかかり増し経費として支給しているものですが、こちらについても同様に、改正後の国家公務員旅費法に規定される宿泊手当と同額とすることとしております。

また、知事、副知事、議会の議員の皆様様の宿泊料及び宿泊諸費についても、同様に改正することとし、上限額については国家公務員の指定職と同額とすることとしております。

なお、今後、国家公務員において実勢価格に応じた改正があった場合は、本県の上限額についても国の改正後の金額と同額とすることとします。

資料の中ほどの表に、改正前後の宿泊料と宿泊諸費について、幾つか例示を記載させていただいております。宿泊料の上限と宿泊諸費を合わせた金額は、東京都特別区ですと改正前と比べ、一般職員の場合で8,000円、知事、副知事、議員の皆様の場合で1万2,100円の引上げとなっております。

次に、(2) 同一地域滞在による旅費の逡減規定の廃止です。これは内国旅行・外国旅行において同一地域に一定期間以上滞在する場合に、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費を逡減する規定を廃止しようとするものです。同一地域に長期間滞在する場合は、地域事

情に精通し、滞在費用安価にできるという趣旨で導入をされていたものですが、国家公務員旅費法改正で同規定が廃止されたことから、本県も同様に廃止するものです。

最後に、第29号議案「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、当課の所管分について説明させていただきます。

まず、時間外勤務手当に関する補正です。時間外勤務手当等については、知事部局全体の予算額を当課で一括して計上しており、当初予算で一定額を計上し、年度途中の業務の状況などを踏まえ、例年12月議会で増額補正をお願いしているものです。資料は、平成30年度以降の予算額と決算額の推移を記載したものです。

今年度は、表の一番下のR6の部分になりますが、人口減少対策の推進など様々な業務への対応のため、今後も一定の時間外勤務が見込まれることから、補正等②の欄、2億8,591万5,000円の増額補正をお願いするものです。増額補正後の予算額は、累計③の欄で、昨年度より0.1%の減、また、右側の昨年度の決算額と比較しますと、およそ4,500万円の増となっております。

最後に、給与システム改修委託料は、先ほど条例議案で説明させていただきました人事委員会勧告に基づく内容のうち、令和7年4月1日から施行する給与制度のアップデートに対応するため、給与システムの改修を委託するものです。主な改修内容は、資料に記載しておりますが、先ほどの職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案と内容が重複しますので、説明は割愛させていただきます。

行政管理課からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、総務部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎安藤人事課長 部長が御説明しましたとおり、11月8日付で職員を懲戒処分としましたので御報告します。処分を受けた職員は、中央西土木事務所越知事務所の技査です。

処分の事由につきましては、当該職員が高知県内在住の複数の知人に対して、わいせつな行為・言動を行い、被害者へ精神的な苦痛を与えたものです。具体的には、全部で3件ございまして、まず1件目は、本年2月に高知県内において、知人女性に対して同意を得ることなく、わいせつな身体的接触を行ったものです。2件目は、昨年12月から本年3月

までの間に、知人女性2名に対して、SNSを用いてわいせつな画像や卑わいな単語を用いた文書を複数回送信したものでございます。3件目は、本年7月上旬に、知人男性と知人女性に関する事実根拠に基づかない性的な内容を含むうわさを複数の知人に吹聴したものです。

こうした行為は、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうものであり、その責任は極めて重大であります。このため、職員の信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、停職1年間の懲戒処分としました。

また、処分と同日付で総務部長通知を発出し、このような不祥事を再び起こさないよう公務員倫理の確立と綱紀の粛正について改めて全庁に通知し職員に徹底したところです。引き続き、県民の皆様への県政に対する信頼回復に努めてまいります。

なお、被害者のプライバシー保護などの観点から、各事案の詳細や被害者に関する情報につきましては非公表としておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

私からの報告は、以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎三石委員長 続いて、会計管理局について行います。

初めに、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の12月補正予算について御説明させていただきます。資料の2ページをお願いします。

まず、総務事務センターの一般会計補正予算についてです。職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う旅費システムの改修委託料及び雇用者任意保険料について、合わせて1,320万2,000円の増額をお願いするものです。詳細につきましては、後ほど総務事務センター課長から御説明させていただきます。

次に、資料3ページをお願いします。一般会計補正予算のうち、追加議案分について御説明させていただきます。予算総括表の補正額欄の計にありますとおり、会計管理課の職員の人件費及び会計管理局2課の会計年度任用職員の人件費について、局全体で1,316万3,000円の増額をお願いするものです。主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤勉手当の改定

を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減・職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員の改定分につきましても同様に計上させていただいております。

次に、4ページをお願いします。総務事務センターの給与等集中管理特別会計の補正予算につきましては、各所属の person 費の補正に対応して行うもので、職員の給料月額及び勤勉手当等の改定により28億4,700万円の増額をお願いするものです。

最後に、5ページをお願いします。会計事務集中管理特別会計の補正予算につきましては、各所属の会計年度任用職員に係る報酬、給料月額及び勤勉手当等の改定におきまして、4億3,314万8,000円の増額をお願いするものです。

私からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 次に、所管課の説明を求めます。

〈総務事務センター〉

◎三石委員長 総務事務センターの説明を求めます。

◎山岡総務事務センター課長 一般会計の令和6年度12月補正予算案につきまして、御説明させていただきます。資料の1ページをお願いします。

1つ目は、新旅費システム改修に係る委託料の増額をお願いするものです。これは、今議会に上程をしております職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案に係る宿泊料と宿泊諸費の上限改正と、同一地域滞在の減額規定の廃止に対応するための改修を行うものです。なお、宿泊料等の上限改正に伴う改修につきましては、今後想定される上限改正に対応するための機能を付加するものです。

2つ目の事務費は、総務事務センターが一括して契約を行っている公用車の任意保険料です。このたび次期契約を調達するに当たりまして、保険料算定に係る優良割引率が低下し、予算額の不足が見込まれますことから増額をお願いするものです。

総務事務センターの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森（美）委員 システムの改修について、先ほど課長から、今後国が地域によって価格を変えていくことに即応できるというか、通常、毎年そういうシステムの改修に同じような予算が計上されると思うんですけど、今回はデータベース化とかを踏まえてのことだと認識したんですけども間違いはないですか。

◎山岡総務事務センター課長 今回行う改修は、今後国の旅費の上限が見直される都度に改修予算の増額をお願いするものではなく、それに対応できるような機能を持たせるものです。現在の旅費システムは、そのような随時対応する機能を持ち合わせておりませんので、今回お願いしております改修予算の中で、そのような機能を持たせる改修をしております。

◎西森（美）委員　そういう将来的なことも見越しての今回の計上であることがよく分かりました。この委託する先の、随契になるとは思うんですけど、そのことももちろん了承済みでやってくださると思うんですけど、これはいろんなほかのものにも関係してくると思うんです。そういう国の方向性が幾つか変わっていったときに、システムを将来にわたって、変更があったときにはそれも含めて委託契約をしていくことができるという事例なのかなと思うんですけど、これだけ特別なんですか。

◎山岡総務事務センター課長　通常、システムにつきましては、運用保守と軽微な改修を含めて、運用保守の委託契約を結ばさせていただいております。今回、改修に要する費用が運用保守の範囲額を超えておりましたので、増額補正をお願いしている次第です。

◎下村委員　1点だけ。先ほど保険料の増額の関係のお話がありましたけど、ちょっと不勉強なんですけど、これは毎年大体同じこのぐらいの規模感で増額されるものなのか。例えば、極端に事故が多かったとか、その辺りの状況はどんな感じなんですか。

◎山岡総務事務センター課長　今回増額をお願いしたのは、先ほども御説明させていただきましたとおり、保険料の算定期間における優良割引率が低下したものです。

◎下村委員　ということは、やっぱり事故が多かったという捉え方でいいんでしょうか。

◎山岡総務事務センター課長　事故の件数と、支払いを受けました保険金額の額も増えたことが要因になっております。

◎下村委員　やっぱり注意して乗っていただかないといけないということが分かったんですけど。こういう事故の傾向は増える感じになるのか。職員がどんな感じで車に乗られているのか、実態はどんなものですか。

◎山岡総務事務センター課長　交通事故等の安全運転に関する注意喚起につきましては、行政管理課で取りまとめて通知されております。本日もありましたけれども、毎週月曜日に庁内放送で、安全運転についてということで注意喚起の放送も流れております。

今年度の公務中の事故の件数、これは知事部局ですが、10月末までで25件で、前年度は21件であったという情報も、イントラネットのトップページに掲載されております。

◎三石委員長　質疑を終わります。

以上で、総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎三石委員長　続いて、教育委員会について行います。

初めに、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、刑法等の一部改正に係る議案である第5号議案についての説明は教育長が行い、課長の説明は省略したいと思います。

また、第5号議案の質疑については、教育長の総括説明の後に行い、そのほかの教育長

に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員等の不祥事について御報告させていただきます。

1件目は、教育委員会職員が知人である高知県内在住の成人女性に対して、わいせつな言辞等を行ったものです。当該職員に対しましては、10月17日付で10月間の停職とする懲戒処分を行いました。

2件目は、公立中学校教諭が未成年の女性に対して淫らな行為を行い、不同意性交等罪の容疑で逮捕された事案です。当該教諭に対しましては、11月18日付で免職の懲戒処分を行いました。

また、報道等で御存じかと思いますが、12月8日に公立小学校教諭が女性をスマートフォンで盗撮した疑いで逮捕される事案が発生し、12月9日には公立中学校教諭が、12月10日には県立学校の会計年度任用職員が、それぞれ酒気帯び運転の疑いで検察庁へ書類送検される事案が発生しております。

これらの事案については、今後、事案確認を踏まえまして、厳正に対処してまいります。

児童生徒の社会性や規範意識を育むべき教員及びその教員に対して指導・助言を行う立場にある教育委員会の職員がこのような不祥事を連続して発生させ、教育に携わる公務員の社会的信用を著しく失墜させるとともに、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

県教育委員会としましては、服務規律の確保について、いま一度、職員に対し徹底を図るとともに、教職員による不祥事の根絶に向けて、全ての教職員が教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理感や使命感を持つための取組を一層進めて、さらに子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。12月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、令和6年度高知県一般会計補正予算が2件と、令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算及び条例その他議案の件の計6件でございます。

それでは、補正予算について説明させていただきます。資料の2ページから4ページは議案説明書からの抜粋で、開会日に提出したものに加えまして、一部を追加提出させていただいたため、議案が分かれているものです。

5ページを御覧ください。追加提出分も合わせた補正予算総括表です。教育委員会所管の一般会計補正予算は、11億7,875万7,000円の増額となっております。このうち、正職員及び会計年度任用職員の人件費として、10億8,300万円ほどを計上しております。これは、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当等

の改定を反映したことに加えまして、人員の増減や職員の新陳代謝等によるものです。一番下の高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましても、同様に会計年度任用職員に係る人件費の増額補正をお願いしているものです。人件費に係る補正につきましては、私からの説明をもって各課長からの説明は省略させていただきます。

人件費以外の補正につきましては、市町村の放課後児童クラブへの国庫補助基準額の増額に対応するための経費や、県内高校生の探求型海外留学を支援する経費、また、国の経済対策を活用して学校給食費の負担軽減を図る経費として、計9,578万6,000円を計上しております。

続きまして、6ページを御覧ください。繰越明許費の追加です。右側の13教育費の1教育総務費は、県立学校施設の改修工事に関連する予算の繰越しをお願いするものです。

その下の3学校費は、新安芸中学校・高等学校の駐車場の整備などについて、年度内の完成が見込めなくなったため、予算の繰越しをお願いするものです。

続きまして、7ページを御覧ください。債務負担行為の追加です。一番下の基礎学力把握検査等委託料から9ページの上から2段目の高知青少年の家及び青少年体育館管理運営委託料までの12件の債務負担行為の追加をお願いするものです。

10ページを御覧ください。日高特別支援学校の寄宿舎の改築工事に係る債務負担行為の変更です。これは、10月31日に開札しました入札について、設計書の積算ミスにより予定価格に誤りがあったことが判明し、入札をやり直すこととしたため、併せて債務負担行為の期間の延長をお願いするものです。関係者の皆様には御迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っております。

各事業の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、条例その他議案につきましては、11ページの提出議案の一覧を御覧ください。第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案」と、12ページの第23号「高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案」及び第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」の3件です。このうち、第5号議案につきましては、総務部からも同内容の御説明をしたとおり、刑法において懲役及び禁錮刑を廃止して拘禁刑を創設する法改正が施行予定であることから、条例の該当箇所を拘禁刑に改めるものです。教育委員会の所管では、公立学校職員の給与に関する条例について改正が必要となっており、所要の改正を行うものです。

また、第28号議案につきましては、人事委員会勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の額の改定を行うもので、総務部からの説明の際に一括で御審議いただきましたので、説明を省略させていただきます。

次に、報告事項につきましては、冒頭に御説明させていただきました教職員等の不祥事のほかに、県立高等学校再編振興計画の次期計画について、高知県読書バリアフリー計画

案について、高知県いじめ防止基本方針の改定についての3件がございます。内容につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の9月議会以降の開催状況を説明させていただきます。資料の13ページを御覧ください。資料のとおり、高知県公立学校施設整備期成会を11月に、高知県いじめ問題対策連絡協議会を12月に開催しました。審議項目等につきましては、記載のとおりです。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様へ御報告させていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

◎三石委員長 それでは、教育長から説明がありました第5号議案について質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

続いて、所管課から説明を求めます。

〈学校安全対策課〉

◎三石委員長 初めに、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 学校安全対策課の議案について説明させていただきます。まずは、繰越明許について御説明します。

資料1ページ目を御覧ください。議案説明書42ページの抜粋で、繰越明許費の承認をお願いするものです。13教育費の4学校施設等整備費の施設整備費3億1,247万7,000円につきましては、盲学校の非常用自家発電設備の改修工事や高知北高校の北舎屋根改修工事、県立学校施設の外壁改修工事など計10件につきまして、学校や関係者との施工時期等の調整に日数を要し着手が遅れたことなどにより、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰越しの承認をお願いするものです。これらの工事につきましては、建築課及び学校等との調整を密にしながら、早期の完了に向けて取り組んでまいります。

次に、資料2ページを御覧ください。債務負担行為に係るものです。長寿命化改修として、2棟を1棟に集約して改築する日高特別支援学校の寄宿舎につきましては、令和6年度から令和7年度の期間で工事を施工するため、10月31日に入札を行い、11月6日に落札者を決定しましたが、その後、設計書に積算誤りがあることが判明しました。このため、落札決定を取り消した上で再度入札を行う必要が生じたことから、新寄宿舎の完成が3か月遅れ、令和8年6月末となる見込みとなることにより、工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の期間を当初の令和7年度から令和8年度までに変更をお願いするものです。

今後は、設計書を作成する建築課においてチェック体制を強化するとともに、学校安全対策課においても事務的なチェックを行うことで再発防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 債務負担行為は、要するに工事が延びたことになろうと思うんですが、そうした中で、例えば物価高騰による物価スライドとか、いわゆる増額補正に関わるようなことにはならないのですか。

◎高橋学校安全対策課長 資材単価が物価高騰による影響があるかどうかについては、調査を行って、最新の単価に更新してまいりたいと考えております。

◎金岡委員 今後そういう懸念はないんですかということです。

◎高橋学校安全対策課長 現時点では、そういう懸念はない状況です。

◎西森（美）委員 積算に誤りがあってもう一度やり直すということで、金岡委員からも御指摘があったように資材単価の高騰も心配ですけれど、それと併せて、落札された事業者にも多大な御迷惑をかけていると思うんです。教育委員会ではなかったかと記憶しているんですけれど、今までにも積算の誤りによって再度入札をやり直すことがあったと思うんです。これは、なぜ起きたのか。恐らくもう検証もされて、再発防止策も考えてくださっていると思うんですけれど、その詳細を教えてください。

◎高橋学校安全対策課長 この設計書は建築課で作成、積算をしているものですが、こういう工事であればどういったチェックが必要なのかというチェックリストがございまして、担当から課長までのチェックを今までやっておりました。ただ、その中に入り切れてないような項目が今回あって、想定していないことがありましたので、その項目を追加することと、チェックの中に1名加えた形でやるようにしております。

◎西森（美）委員 含まれなかった項目を今回追加されたということなので、その詳細も併せてお示してください。

◎高橋学校安全対策課長 幾つかありますが、例えば、単価の入力が間違いがないかとか、仮設費とか、計算式が間違っているとか、そういったところがありましたので、今回4か所、単位が間違っていないかとかを追加しております。

◎西森（美）委員 あまり複雑なものではなかったのかなと推測するんですけれど、これまでにもそういう事例があったので、そのときに見直していただくなりしていただいたらよかったのにとおもいます。事業者にも御迷惑をかけたことと、それから学校サイドにも多大な御迷惑をかけたと思うので、今後、予算もさらに資材の高騰等で上がってくるかもしれないので、これは大変重く受け止めていただきたいと思います。

◎三石委員長 西森委員からありましたけど、これは土木部が恐らく作業をやっていくと思うんだけど、そこら辺りはしっかり土木部と話していますか。

◎長岡教育長 土木部とは、まず部長と私で、なぜこのようなことが起こったのかといったことについて最終的に詰めています。今後、先ほど言いましたようにチェック項目を増やしていくとかといったことも含めて、また県教育委員会としてもこれで大丈夫なのかを、

再度念を押してしっかり計算をしてもらおうとか、そういったことについては部長とともに話をさせていただいております。

◎三石委員長 公平に入札して、もう頭脳をすり減らして計算して、やっと落札した。ところが積算を間違えていたというようなことでは、これはとてもじゃないけど、たまったものじゃない。こういうことがないように、本当にしっかりしていけないといけない。

◎長岡教育長 本当に業者の方には、大変申し訳ないことをしたということで、おわびもさせていただきました。言われたように、やはり子供にも業者の方にも御迷惑をかけるわけですので、そこはしっかりと、再度引き締めて対応していきたいと思います。

◎横山委員 本当にこれからしっかり再発防止を徹底していただきたいと私も思います。

日高特別支援学校の寄宿舎は、もともと衛生環境が大変悪く、手狭で老朽化していて、その環境の改善と、これから新たに自立に向けた特別支援教育に向けてということもあって改築に至ったもので、しっかりやってくれたなと私は大変評価しているんです。今回、スタートがこういうことになったので、少し残念だなと思うと同時に、竣工がこの債務負担行為の変更でどれだけずれ込むのかなと思っています。今、予想でどれぐらいなのか教えていただけますか。

◎高橋学校安全対策課長 全体では3か月程度遅れる見込みです。来年度の3月に完成の予定が、そこから3か月遅れますので、全体的に契約も含めて竣工もその程度遅れる予定です。

◎横山委員 途中でいろいろ変更したり、また、様々な自然条件的なものとかが出てきたりということはあるかもしれませんが、何とかその3か月をしっかりと3か月で終わらせられるように、工期を少しでも短縮できるように、手前からしっかりと施工管理を、土木部とも連携して進めていっていただきたいです。このことに関しては要請ということで、よろしくをお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。再開時刻は午後1時10分とします。

(昼食のため休憩 11時48分～13時9分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈高等学校課〉

◎三石委員長 高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 当課の補正予算につきまして御説明します。まず、1ページの右端の説明欄の高校再編推進費について、次の2ページで概要等について説明させていただき

ます。

こうち未来創造グローバル人材育成事業につきましては、資料中ほどにございますように、国の「トビタテ！留学 J A P A N」という官民協働の海外留学支援の仕組みを活用しております。高校生の留学については、地域間の格差が大きく、本県を含む地方では、都市圏と比べて身近に留学経験者がいないことから留学に関心を持ちにくいといった課題がございました。このため、昨年度から、トビタテ！留学 J A P A Nの留学支援の仕組みの中に、全国にグローバル人材育成に取り組む留学モデルの拠点地域をつくることを目的とした拠点形成支援事業が新設されました。

この事業は、各地域の課題等を自分事として捉え、その地域課題について海外留学を通じて研究していく、グローバルな視点を持ってローカル、地域の発展に貢献する人材を育成することを目的としております。

本県は、昨年度から新設された本事業に申請を行い、このたび実施地域として採択されました。事業概要といたしましては、資料中段の左側のこうち未来創造グローバル人材育成協議会という産学官による協議会において、事前・事後研修等を含む事業計画の作成や、派遣留学生の募集、選考を県単位で実施するとともに、対象となる生徒に対して返済不要の奨学金等を支給するものです。この奨学金等の財源は、トビタテ！留学 J A P A Nを実施しています日本学生支援機構からの交付金に加え、県内企業からの寄附金が主立ったものとなります。

対象となるのは、県内の公・私立の高等学校等の生徒で、資料右側の5つのコースで計30名程度を募集し、次年度の夏期休業期間を中心に留学を予定しております。特にこの中で、こうち未来創造コースというコースが本県の課題解決に向けて探究テーマを設定し、それに取り組む本県独自のコースとなっております。生徒の留学先については、在籍校の教員の助言も受けながら、生徒自身が決定し、やりたいことを行きたい場所で行う留学計画を作成し、それを実施する点も大きな特徴となります。

12月補正で計上しております250万8,000円の予算につきましては、次年度の本格実施に向けた事業の周知など、事前準備にかかる経費が中心になります。今後、募集要項等を作成の上、説明会等を開催し、生徒や保護者、学校等に対して制度等のより詳細な説明を行いますとともに、県内企業を中心に、本事業への協力依頼も併せて行っていく予定としております。

続きまして、3ページを御覧ください。上の1段目、基礎学力把握検査等委託料については、県立高等学校の生徒の学力状況を確認し、指導・改善につなげるため、国の高校生のための学びの基礎診断に認定された学力定着把握検査の実施と、結果分析を委託するものです。県立高等学校29校におきまして、新1、2年生に対して、年度初めの時期に既習内容の学力の定着度をはかるための第1回の検査と、ある一定の期間を経た年度後半の時

期にさらなる定着度をはかるための第2回の検査の年間2回分の検査をセットで行うために、債務負担行為について計上するものです。

この検査の実施につきましては、各学校がP D C Aサイクルを回しながら、効果的な学力向上対策を講じて、生徒の学力向上を図るといったことにもつながることから、生徒の学力定着と、教員の授業改善に大きく寄与するものと考えております。また、この検査を委託する業者につきましては、令和3年度実施分から、競争原理が働く形で選定することとしており、年間2回分の検査をまとめて選定したいと考えております。

次に、その下の外国語指導助手配置委託料についてです。県立の高校及び特別支援学校では、英語教育を推進するため、外国語指導助手、いわゆるA L Tを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っています。このA L Tは、自治体国際化協会のJ E Tプログラムを通じた雇用と民間企業による委託の2種類の雇用形態により行っているところです。今回の外国語指導助手配置委託料は、昨年と同様、各学校で指導に当たるA L Tのうち、5名の配置を民間専門業者に委託するもので、プロポーザルにより委託業者を選定するようにしております。

委託の理由としましては、本県の地理的な理由もあり、特に中山間の学校については、移動に自動車の運転が必要となります。また、これらの小規模校では、担当する授業数も少なくなるため、A L T 1名で複数校を担当する場合があります。J E TプログラムのA L Tは自動車の運転に制約があることから、移動の利便性を考え、委託のA L Tを配置しているところです。また、A L Tは、4月10日頃からの授業開始に合わせて各学校に配置する必要があり、4月に入ってからの契約では間に合わなくなりますが、この債務負担行為についての議決をいただくことにより、令和6年度中に業者の選定及び契約が可能となり、委託先が余裕を持って、県教育委員会と調整を行い、学校にA L Tを配置できるようになります。なお、委託料の金額につきましては、交通費、渡航費、住宅費、諸手当、保険、税金、ビザ取得等の手続代などを積算し、総額で委託することとしております。

最後に4ページを御覧ください。右端の説明欄の一番下の1県立中学校等運営費については、県立中村中学校給食費の保護者等負担軽減に要する費用です。県立中村中学校は、四万十市と県が給食の提供に係る協定書を締結し、令和6年5月7日から四万十市立学校給食センターより給食の提供を受けております。給食費単価について、四万十市が令和6年2月に1食当たり320円から370円に50円の値上げを行っており、値上げ分に対する支援として、国の臨時交付金を活用し、保護者等の負担軽減を図るものです。

当課の説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎下村委員 先ほどの説明の中の、こうち未来創造グローバル人材育成事業費の関係でお聞きしたいと思います。本当に、これまで海外留学というと、ある一定決められたルール

に乗って現地に行ってしまうというパターンが多かったと思うんですけど、今回のこのやり方は、自分で留学計画をつくって、自分で目標を持って行ける仕組みなので、私はすごく斬新的でいい計画だなと思ったんです。その中で幾つか確認したいところがありますのでお聞きします。

まず1点は、連携していく企業と一緒にというお話がありましたけど、企業自体はどういう連携の仕方というか、どういう目的を持って、その企業が関わっていくのか。それから、テーマなどを自分で決めていくときに、ある一定、これを成し遂げるためにはこれぐらいの期間が必要だとか、行く場所によっては、金額の多寡もあろうかと思うんです。その辺りの期間のことで、あと費用の関係で上限とか具体的に大体考えられている部分があれば、ぜひ教えていただきたいです。

◎並村高等学校課長 企業との連携につきましては、先ほども申しました生徒への奨学金という形で、寄附をいただくことが中心になろうかと思えます。また、2ページ下の事業計画の令和8年2月のところに成果報告会という記載がございます。そういった場所に、御寄附をいただきました企業の方にも参加していただくとともに、その企業のロゴであったりいろいろな報告書の中に記載するなどして、連携を図っていければと思っております。

期間、あるいは費用についてですが、現在も各学校で総合的な探究の時間等の学習をしております。そこで疑問に思ったことを、日本国内だけでなく、海外ではどうだろうといった視点で、この海外留学に取り組んでいただければと思っております。教員とも連携をしながら、あるいは場合によっては大学の先生方にも、こういったところでこんな研究ができるのではないかとかの御意見をいただきながら、期間についても生徒が決めていく形になります。費用については、左下のとおり奨学金として、月額になるんですけども、地域によって12万円から16万円が最大になります。それとは別に留学準備金としまして、アジア地域であれば21万円、その他の地域であれば35万円を返済不要で支給する形になります。

◎下村委員 今の中でもう1回聞きたいところが、例えば生徒へ寄附して下さった企業ということでお話がありましたけど、生徒に対して、あなたにこういうふうにお金を出しましょうというところでいくと、その企業もその人に対して、寄附を出すだけのインセンティブなり、何らかの期待を込めて寄附されると思うんですけど、その辺りの考え方。

あと、期間については今のお話で大体分かったんですけど、この資料を見ると対象期間は7月10日から8月31日とあって、上限はこの中でもういっぱいいっぱいで行っていいのかとか。実際に行く時に決まってくると思うんですけど、その辺りの考え方をお願いします。

◎並村高等学校課長 企業との連携ですけれども、企業にとっても、生徒に調べてきてほしいことであったり、こんなところをテーマにしてはどうかというような御意見をいただ

くことは可能です。そういったところで企業と海外を生徒がつなぐということも可能性としてはあるのかなと考えております。

また、期間につきましては、7月10日から8月31日の間の14日以上という設定をしております。ただ、あまり長くなると学校も始まりますのでちょっと難しいのかなと。そういったことから夏季休業中の期間を設定させていただいているところです。

◎下村委員 やる内容自体はすばらしいと思いますので、ぜひ成果が出ること、そしてまた次へつながっていくことを目指して頑張ってくださいと思います。

◎細木委員 同じところですけど、例えば、どこかの国の学校へ留学をするのか。いろんな受入先があると思うんですけど、そういったメニューというか、受入先との調整はどのようにされるのでしょうか。

◎並村高等学校課長 基本的には生徒自身が考えていくことにはなろうと思うんですけども、ただ、これまでの例から言いますと、在籍校の留学プログラムがもともとある学校であったり、あるいは姉妹校と連携している学校といったところは、そういうところと連携が取りやすいかなと思っております。また、留学あっせん業者が提供する留学プログラムを活用することも可能となっておりますので、そういったところは、相談をしながら決めていければと考えております。

◎細木委員 やっぱりこういう行事というのは、安全も確認されないといけないので、渡航される国の実情であるとか、安全が確保されるように。これを、在籍している先生が事前に下見に行くということは絶対に不可能だと思うので、そこら辺はちょっと心配だし、しっかりやっていただきたいです。

あともう1点は、すごく物価が高騰していて、日本と比べ物にならないぐらい、アメリカだったら大変な物価高なので、マックス50万円出るとしても、2週間、1か月、もしアメリカということで例を取ると、50万円では到底無理じゃないかなと思うんですね。そういう点で追加の費用ということでは、やっぱり余裕のある家庭しか行けないのではないかなと思ったりするんですけど、そういう試算というか、北米、アメリカを念頭にしたら2週間、1か月で大体どれぐらいの費用がかかると想定されているのでしょうか。

◎並村高等学校課長 まず、1点目の安全性のことについてお答えします。安全性というのは、もう本当に大前提になってこようと思います。文部科学省でも高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドラインを作成しております、それについて対応できる整備を在籍高校あるいは教育委員会で整えていくこととしております。また、このトピタテ！留学JAPANでも実績がございますので、そういった事前指導等において、危機管理の基本的な考え方、あるいは海外留学前に準備しておくべき事項などといった説明もしっかりと行うこととしております。

それから、例えばアメリカへの2週間滞在の金額の想定ですけど、こちらとして試算を

したものは、申し訳ありませんが持っておりません。ただ、この留学準備金が、昨年度はアジア地域が15万円、その他の地域が25万円でした。それが先ほどおっしゃった円安あるいは物価高騰対策としまして、アジア地域では6万円の加算、その他の地域では10万円が加算された金額となっております。

◎大石委員 下村委員も言いましたとおり、いい事業だとは思いますが、そもそも留学の関係で、高校生の留学の比率で見ると、一応最新の数字で平成29年のものを見たんですけども、高知県が158名で0.8%で全国ワースト10位ぐらい、それほど人口の変わらない福井県がほぼ全国トップで654人で2.9%ということです。

これの要因ですね。そもそも金銭的な問題で、本来留学を希望しているのに行かない生徒がいるのか、それとも留学に対する意識が高知県の高校生が希薄なのか。その辺りはどう分析されていますでしょうか。

◎並村高等学校課長 国でも地域間格差は課題だと捉えているようで、確かに国のものに募集をしましても、高知県では例年1人もしくは2人ぐらいしか採用がなかったというところになっております。なお、昨年度に高知県の県立高等学校で、短期、長期を含めて77名の者が海外に出ているという数字が調査で分かっております。ただ、おっしゃったように、身近に留学を経験した方がいないといったことから、留学に対する知識といいますか、興味・関心を持っている生徒が少ないのは事実だと思いますので、この新しい事業でそういった生徒の後押しができればと考えております。

◎大石委員 ということは、さっき細木委員から指摘のあったところが非常に重要ではないかと思うんです。この新しいこうち未来創造コースは非常に素晴らしいと思うんですけども、そもそもそういう経験とか知識がない状態の中で、結構ハードルが高いのではないかなと思うんですね。そういう意味では、出発点から一定サポートをしてあげるといいですか、課題を抽出するところから、いろいろ相談に乗ってあげる体制が重要なのではないかなと思うんです。その中で、県内地域の課題解決、地域貢献ということが座組みにありますけれども、そういう意味では、これまで積み重ねてきた高知県の、例えば姉妹都市とか友好都市、それから海外にある県人会といった皆さんも包括して、こういった取組に参画してもらえそうな、サポートをしてもらえそうな仕組みも考えるべきだと思います。そうすると、文化国際課とか、あるいは国際交流協会といったところにも支援を求めて、一緒になって協働して高校生たちのサポートをしてあげる体制が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

◎並村高等学校課長 先日、留学についての説明会をする中で、このトビタテ！の制度を使って留学した高知県に関係のある方、高知県の高校出身者2名と高知大学の出身者1名の方に来ていただきまして、実際の留学について、こんなことがあるよというふうな詳細な説明もしていただいて、できるだけ生徒の後押しにつなげるようなことはしていって

ります。

また、先ほどお話もありました、文化国際課であったり国際交流協会とも連携も図りながら、行き先としてどんなところがあるのかとか、県とつながったどういったところがあるのかとかといった情報は得ながら、生徒にも発信をしていきたいと思っております。

◎大石委員 こういう新しい事業ができるのはすばらしいことでありますし、一方で、我々議会でもいろいろな交流事業で何十周年とか、ロサンゼルスも行きましたし、韓国、ミクロネシア連邦、あるいは安徽省も夏に行っていますけれども、行くたびに、どんどん関係の継続が難しくなっているから、青少年交流をぜひやりましょうというのは必ず出るんですね。そういう意味では、こういった事業は、ある種の県政課題の解決にもつながると思います。ぜひこれまで培ってきた高知県との関係ある都市あるいは団体との連携を深めることもセットで行っていただければよりいいんじゃないかなと思いますので、ぜひこれはお願いをしておきたいと思います。

◎西森（美）委員 日本学生支援機構からの交付金と企業からの寄附ということで、先ほど下村委員からも御指摘があったと思うんです。予算自体は来年度の当初予算で上がってきて、今回は事前の準備なので、制度設計をどういうふうにしていくか、この協議会を立ち上げてどういうことを協議していくかが大事なんだろうと思うんですけれども、例えば企業からの寄附金をお願いするに当たって、どういうイメージなのかを聞きたいです。

例えば、Aさん、Bさんと複数いて、この子に寄附をしたいと企業が選んでやるのか。それとも、交付金と企業からの寄附金を全部集めて予算立てをしていくのか。その辺りはどんなイメージを持っていらっしゃるんですか。

◎並村高等学校課長 どちらかというと後者に当たります。まずは企業からの寄附金をいただいて、その金額と同額程度のものが日本学生支援機構から交付されますので、その金額の中で、生徒の行き先等、あるいは人数も決まってこようかと思えます。

◎西森（美）委員 では、寄附がどれぐらい集まるかによって、その金額と同等のものが交付金として支給をされると。その金額で行けるところに何人ぐらい募集がかけられるかを選定するという、そんな行程なんですね。

◎並村高等学校課長 30名程度は想定しておりますので、それに見合った寄附金を集めたいと考えております。

◎西森（美）委員 行き先にもよるとは思うんですけれども、県としても目標設定もこれから考えていかれると思うんです。企業の皆さんにプログラムの趣旨をしっかりと理解していただいて、参加をしてくださる方をお願いをしていくと。寄附って、財源としてとてもありがたいことですが、下村委員からもお話があったように、その企業に対しても何らかのインセンティブが働くようにしていくことも大事だと思うので、その辺りを今回の補正予算の250万8,000円の中で検討していくということだと理解しました。

この内訳を教えてくださいませんか。協議会に参加される構成員の方への報償金のようなものも入っているのでしょうか。

◎並村高等学校課長 内訳は1ページにございますが、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料といったものになっております。

◎西森（美）委員 何人ぐらいを想定して構成員を考えていらっしゃるのか。旅費もしっかり入っているので、その構成員と人数のことについても教えてください。

◎並村高等学校課長 構成員につきましては、今のところ8名を想定しております。大学教授や産業界の代表といった方を選定する予定としております。

◎西森（美）委員 ここには企業の方は入られるんですか。

◎並村高等学校課長 企業の方にも入っていただくようになります。

◎西森（美）委員 引き続いて、ALTの外国語指導助手配置委託料についてです。自治体国際化協会と、今回予算で上がってきている民間企業への委託ということなんですけれど、委託料の内訳については、渡航費からビザとか住宅のこととかもあるというお話でした。自治体国際化協会と、今回県が委託していくものと、大体遜色はないんですか。

◎並村高等学校課長 両者の差はそれほど大きいものはございません。ほぼ同じとなっております。

◎西森（美）委員 JETプログラムとほぼ同じ内容のものを県としてもやっていくと。ただ、住宅の提供に関しては、JETプログラムでは募集したりとかでバックアップの体制がかなりあると思うんです。住宅費も予算の中には入っていますが、そういう家を探していくようなものの支援体制はどんな感じになっていますか。

◎並村高等学校課長 この委託でのALTの住居につきましても、全て業者に委託する形になっておりまして、その業者が手配をする形を取っております。

◎西森（美）委員 委託料の内容は先ほどお示しいただいたんですけど、来られたALTの方の手元に残る手当は、その委託業者の中で考えられていることだと思うんですけど、今までで押しなべて大体どれぐらいが手元に残っているのでしょうか。

◎並村高等学校課長 委託によるALTにつきましても、1人当たり月額で43万7,800円が支払われており、そこから先ほど申しました、例えば住宅費であったりといったものが差し引かれたものが、ALTに入る形になろうかと思えます。

◎岡田（芳）委員 チームでの応募可能とありますけど、ちょっとイメージができないのでどんな感じか教えてください。

◎並村高等学校課長 高校で日頃、例えば総合的な探究の時間等でグループを組んでいろいろな課題を考えていくことがありましたら、そのグループを組んだまま、グループメンバーでそれぞれ留学ができる。行き先は1つでなくても、例えば3人いれば3人ばらばらでも構わないといったものでも対象となるということです。

◎岡田（芳）委員 探求しているグループが、それぞれ行きたいところに、テーマを決めて行って、さらにもうちょっと深めるといふ形をイメージしたらいいんですか。

◎並村高等学校課長 それぞれ探求しているテーマによって、一番効率のいい形を取ってもらえればと思います。そういった意味で、メンバーばらばらの行き先も可能ですし、同じところも可能となります。

◎岡田（芳）委員 あと、事業計画のところ、事前研修・壮行会（全国・高知）とありますが、全国とはどんなことになるのでしょうか。

◎並村高等学校課長 文部科学省が主催しますので、そちらで集まって、全国のメンバーといろんな事前の研修等をする形になります。

◎岡田（芳）委員 同じようなテーマで探求したいところとの交流も図れるということなんでしょうか。

◎並村高等学校課長 同じような目的を持つ生徒がほかにもいらっしゃれば、そういった交流も可能かと思えます。

◎金岡委員 全国の部分と本県独自の部分で、企業からの寄附金とか、全体的な予算規模について具体的に金額が分かれば教えていただきたい。

◎並村高等学校課長 来年度、寄附金は現在のところ400万円を目標としております。それに県の予算も加え、さらに日本学生支援機構からの交付金で、1,000万円を超える額を予定しているところです。

◎金岡委員 私も結構なことだと思うんです。①から④までの全国のコースと、それから高知の（1）から（5）までのテーマ的にも非常に大事なことであります。とは思いますが、すけれども、こういうテーマで、7月10日から10月31日までの期間でそれだけのものがある一定成果が上がるものができるのでしょうか。ちょっと疑問なんです。

◎並村高等学校課長 確かに時間的には厳しいことは想定されます。そのため、生徒募集につきましては、来年度の新2年生・3年生へは、来年1月から生徒募集を始めて、早めから事前の準備に取りかかっていたら計画を立てております。

◎金岡委員 もう一つ教えてほしいのは、こういうテーマでこういうプランに乗って行く人はそれは結構だと思いますし、それもある一定の意義もあると思います。そうした中で、自分はこれとは別に勉強したいということで留学されている方もいるんですね。私の周辺にもいたんですけど、その方は1年間ぐらい休学をして、外国に留学して勉強すると。費用も随分かかるんですね。そういうものに対する支援というのは考えてないですか。

◎並村高等学校課長 先ほど申しました昨年度の77名のうち、例えば語学研修やボランティアを目標に交流をした生徒が69名います。そういった方が非常に主流にはなっておりますが、残念ながら、県としてはそちらに対する支援は行えていないのが現状です。

◎金岡委員 なぜそういうことを申し上げるかという、そういう形の中で勉強されて、

海外の大学へ行かれる、行きたいという方もたくさんいらっしゃるんですね。実際に、御存じだと思いますけど、ヨーロッパの大学へ行かれる方もいらっしゃいます。そういう方々が、もちろんその方々が行きっぱなしになるという懸念はありますけれども、帰ってきてまた活躍していただけたら、ある一定の支援もする仕組みがあってもいいのではないかと思いますけれども、そこら辺の考えは全くないのでしょうか。

◎並村高等学校課長 そういった方がおいでましたら、ぜひ、このこうち未来創造グローバル人材育成事業に手を挙げていただけますよう、こちらとしても広報等をしっかりやっていきたいと考えております。

◎西森（美）委員 先ほど課長からALTが月額43万円という金額をお示しされたと思うんですけど、手元に残るものがどれぐらいかとお聞きしたんです。月額43万円というところかなり高額にはなるんですけど、多分、予算を12月で割って、5人で割った金額だと思うんですね。違いますか。

◎並村高等学校課長 先ほど申しました額は1人当たりの月額になっております。

◎西森（美）委員 この予算を5人分で、12か月で割った金額がちょうど43万円かなと思ったんですけど、委託を受けた事業者が様々な手配もされるわけだと思うので、その分はしっかり事業者の方が取っていただかなくてはいけないし、手元に残るものがこれほど多いものではないと思います。御答弁が43万円となったら、ちょっと誤解を与えてしまうのではないかと思いますので、その辺りを再度確認させてください。

◎並村高等学校課長 先ほど申しましたとおり、43万7,800円の中から、例えば住居費、光熱費等を除いたものがALTの方の手元に残るという形になりますが、住居費であったりといったものは、お一人お一人で状況も異なってまいりますので、確実にこの方には幾らということとは言えない状況にあるかと思えます。

◎三石委員長 探求型海外留学について、たくさん質疑がなされましたけど、私からも何点か話をさせてもらいたいと思います。

こうち未来創造コースをつくって、県全体や県内地域の課題解決ほか、地域貢献に関するテーマの中から、生徒自ら留学計画を作成して、行きたい場所でやりたい探求を実現させるということですね、要点は。本当にすばらしい取組で期待をしております。

ただ、ここでちょっと心配になるのは、留学の意味や意義をきちんと周知してないと、生徒が単に外国行きたい、海外に行きたい、面白そうというような興味本位で、旅行気分になるような留学になってはいけないと思うんですね。留学をする生徒は、高知の代表、ひいては日本の代表としていくんだという自覚を持たないといけないと私は思うんです。もう少し具体的に言うと、ふるさと、私たちが生まれ育った、生活をさせてもらっている高知、この高知を愛する心。国外に行って高知の悪いことばかり、悪いところもあるかも分からんけれども、そんなことばかり言っていたら、外国の人はどう思うのでしょうか

ね。そんなことにならないように。

また、その根底には高知県人であると同時に、日本人なんですよ。外国に行く以上は、代表で行くわけですから、自国を愛する心というか、そういう根っこの部分が物すごく大事になってくると思うんです。そういう意味で、実際に他国の文化に触れて、その国の暮らしや人々と接する機会は本当に大事であって、我々高知のこととか日本のこととかを知ってもらえる、紹介をすることができるというのは絶好のチャンスなんですよ。そのためには、高知県はもちろんのこと、日本の歴史、伝統、文化、これを尊ぶ態度、日本人としての誇りを育む教育。これは非常に大事だと思うんですよ。日本じゃいかん、大したことない、ざっとしとるとかということじゃなくて、日本人として、本当に日本に生まれてよかった、高知県に生まれてよかったというような誇りを育む教育が大事になってくると思うんです。

学習指導要領にも書かれていますけれども、これの典型が国旗と国歌です。いまだに、自国の国旗・国歌について、本当に真剣にという意識を持って、学習指導に基づいた教育がなされているのかと疑問に思うんです。学習指導要領には、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てると書かれています。例えば、アメリカなり中国なりロシアに行って、極端に言えば、国旗につばを吐きかけてみたり、国歌を歌っているときに起立していなかったら、諸外国の方々はどう思うんでしょうか。諸外国の方々には、自国の国旗・国歌は非常に大事にしていると私は思うんです。日本の国旗や国歌のいわれを説明することができない、他国の国旗や国歌に敬意を払うことができない、そんな態度で留学して向こうへ行ってみたら、笑われますよね。そう思うんです、私は。そんなことがあってはならない。

まとめますけれども、質問です。探求型海外留学事業をきっかけに、これは常日頃から言っていることなんだけれども、就学前の小中高等学校でこれまで以上に、道徳の時間にも学習指導要領にもありますが、グローバル化になればなるほど、郷土愛、国旗・国歌に関する学習に力を入れていくべきだと思うんです。そこの辺りをどのように思われているのか。これは高等学校だけじゃなくて、小中学校もあるので、課長と次長、どう思うか答えていただけますか。

◎並村高等学校課長 こうち未来創造グローバル人材育成事業ですが、資料の左上にもございますように、第4期教育振興基本計画の「高知県や我が国の伝統・歴史・文化等を学ぶとともに、グローバル社会で活躍する人材の育成」を達成するために行う事業としております。ですので、当然高知県あるいは日本の文化、歴史といったものもしっかりと学んだ上で、海外へ行ってもらって、いろんなものを探求してくる。そういった生徒を募集したいと思っておりますし、選考もしっかりとした上で、留学の意義は周知徹底してまいりたいと考えております。

◎今城教育次長 お話しいただいたように、就学前から小中高を通じて、日本の国旗や国歌を大切に尊ぶ心を養っていくといったものは学習指導要領の中にしっかりと位置づけられております。例えば社会科ですとか、それから音楽では国歌を歌えるようにすることと小学校にもあります。また、小中高を通じて特別活動の中で、入学式とか卒業式の中でそれを掲揚するといった学習も今行われているところです。

本事業をきっかけに、行った生徒からいろいろな外国のお話を伺うことによって、就学前、それから小中高の児童生徒たちにもそれを伝えることで、生の学習、生きた学習を、それぞれの教科の学習にも反映させることができるのではないかと私も期待をしているところです。

◎三石委員長 前段でも言いましたけれども、面白そうだとか、決してそんな興味本位で終わることがないように、しっかりやっていていただきたいとお願いしておきます。

質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎三石委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎板橋特別支援教育課長 特別支援教育課の12月補正予算について御説明させていただきます。1ページを御覧ください。

県立特別支援学校9校の調理業務等の委託につきまして、債務負担行為により必要経費を計上させていただくものです。調理業務等委託につきましては、県立特別支援学校14校中9校で学校給食を、6施設において寄宿舎食の提供業務を民間業者に委託しております。受託業者が安定して調理員を確保するために、準備期間を設けることで、安心して安全な給食等の提供ができるよう、令和7年度4月からの2年間の調理と委託業務に係る経費としまして、5億3,867万2,000円の債務負担をお願いするものです。なお、令和7年度からの公会計化に伴い、食材費に係る予算も計上しております。

続きまして、3ページを御覧ください。追加提出させていただきました12月補正予算の歳出についてです。

科目欄の上から3つ目の3特別支援教育費の(10)需用費は、国の総合経済対策に係る予算を活用するもので、県立特別支援学校に在籍する児童生徒の給食費について、物価高騰に伴う令和6年2月からの値上げ分に対して、保護者等の費用負担の軽減を図る経費としまして、313万8,000円の増額をお願いするものです。詳細としましては、令和6年2月の給食費単価の見直しにより、幼稚部と小学部は320円から350円に、中学部と高等部は360円から390円に、ともに30円の値上げを行っております。その値上げ分に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てさせていただく形となります。

特別支援教育課からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎三石委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎原生涯学習課長 当課の令和6年度12月補正予算につきまして説明させていただきます。資料は議案説明書の49ページの抜粋となります。

右端の説明欄の1学校・家庭・地域教育支援事業費の放課後児童クラブ推進事業費補助金は、当初予算編成時点では令和5年度の国の基準額で積算していた放課後児童クラブの運営に対する国庫補助基準額が、令和6年度に常勤職員の配置改善のために増額されたことなどに伴い、補助金の活用が当初の見込みを上回ることによる増額です。

補正予算の説明は以上です。

続きまして、2ページを御覧ください。当課所管の高知青少年の家及び青少年体育館は、指定管理者による施設管理を行っております。本年度末で現在の指定管理期間が終了するため、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の管理運営委託料の限度額に係る債務負担行為をお願いするものです。内容につきましては、この後、指定管理者の指定に関する議案と併せて説明させていただきます。

次に、3ページを御覧ください。条例その他議案の54ページとなります。

本議案は、いの町にあります高知県立高知青少年の家及び青少年体育館の指定管理者として、特定非営利活動法人高知県青年会館を指定することについて、議決をお願いするものです。5ページを御覧ください。本議案につきまして、こちらの資料で説明させていただきます。

一番上の1施設の概要にございますように、高知青少年の家及び青少年体育館の両施設は、いの町の天王ニュータウンの西のほうに位置しております。1の表の下、利用者数にあるとおり、令和5年度には両施設合わせて年間8万5,000人を超える県民の皆様にご利用いただいております。

次に、2のとおり、民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用して利用者サービスを向上していくことで、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できると判断し、平成18年4月から指定管理者制度を導入しております。

次に、3のとおり、これまで、今回お願いする指定管理者の候補者である特定非営利活動法人高知県青年会館に指定管理者をお願いしてきております。

次に、4にありますように、指定管理者には施設を一元的に管理いただき、利用申請の受付や許可、指定管理者自らが企画する主催事業の実施など、施設の設置目的である青少

年の健全育成などに向けた取組を効果的・効率的に行っていただいております。また、外部委員で構成している青少年教育施設評価委員会による評価や助言に対しても、迅速に対応していただき、サービスの向上につながっていると考えております。

次に、5を御覧ください。今回の指定議案について説明させていただきます。新たに、令和7年度からの5年間に係る指定管理者の公募を、本年8月27日から10月25日までの60日間行い、現在の指定管理者である高知県青年会館1団体から応募がございました。なお、募集に当たりましては、両施設は県道を挟んで立地しており、連携することで特色ある取組がされることを期待しまして、両施設を一体的に管理運営いただく提案をお願いしております。また、県庁ホームページや県広報に掲載し、周知を行ったところでございます。

今回の高知県青年会館からの応募について、11月7日に外部の学識経験者等5名から成る指定管理者選定審査委員会を開催し、指定管理者としてふさわしいかどうか、あらかじめ設けておりました基準に基づき審査をしていただきました。その結果、今回の高知県青年会館が800点満点の76%に当たります604点で、期待される水準を満たしているとして指定管理者の候補者として選定され、その後、県におきまして、候補者として決定したところです。

なお、高知県青年会館から提案いただいております5年間の指定管理代行料は、両施設で3億1,535万2,000円となっております。

本会議で議決いただきましたら、正式な指定管理者として指定し、来年4月から施設の管理運営業務を行っていただくこととなります。

生涯学習課からの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎大石委員 設置目的からすると、恐らくこの団体しかほとんど適合しないというか、そういうところもあって、もう平成21年からずっと競争のない状態ですけれども、こういう中で指定管理者制度で入札をする意義というか、意味があるのかなと思うんです。そこについてと、今いろいろ御説明いただきましたけど、設置目的があって、その中で民間のノウハウを生かして施設運営をよりよくするということですが、この団体がどういった成果を残してきたのかというお話が先ほどなかったもので、どういうふうに評価されているのかを併せてお伺いしたいと思います。

◎原生涯学習課長 まず1点目の、こういう中で指定管理者の公募を行うことがどうなのかということ。確かに、こちらの高知県青年会館がずっと指定管理者を続けてきております。ただ、当初の平成18年からのところに4団体とありますように、関心を示した事業者も当初にはあったところです。また、前回の令和2年度のときも、応募には至っておりませんが問合せなどもありましたので、今後、知っていただいて、いろいろ事業について検討いただく機会を設けるためには、やはり公募は一定、必要なのかなと考えているとこ

ろです。

2点目の成果につきましては、分かりやすいところだと、当たり前のことなのですが、日頃の日常的な施設管理をしっかりとやっていただいているのが1点ございます。もう一つは、先ほど少し御説明しました青少年教育施設評価委員会等で、実は昨年度までこちらの施設については、昔ながらという言葉は悪いですが、電話とか紙ベースでやり取りをしておりましたが、昨年度から何とかホームページに申請書を電子化して、電子でも申請できるようにしたといったようなところは、一定評価できると考えております。

◎**金岡委員** 指定管理料についてなのですが、青少年の家と体育館は若干違いますので、同列にすることはできないんですが、単純に考えると、青少年の家が1億1,590万円で青少年体育館が1億9,940万円。中身が違いますので、同列にはできないとは思いますが、敷地面積で3,100平米と7,900平米、延床面積で1,230平米と5,200平米とあるので、どういふふうな積算の仕方、積算の根拠みたいなのがあれば教えていただきたいです。

◎**原生涯学習課長** 積算の根拠について、人件費に関して少しお話させていただきますと、職員数は青少年の家が5名、体育館は7名となっており、うち2名につきましては、両施設を兼務する館長等に位置づけております。その人数の関係で、少し金額に違いが出ているのがまず第1の理由かと考えております。

◎**金岡委員** ちょっと分かりにくいんですが、要するに私が言いたいのは、片方が大きさにすれば4倍かそこらあって、金額的にはほぼ変わらないという形なんですよね。ですから、中身のいろんな施設の違いがあるので、そこで大分違いがあるのかなと考えたんですが、人数だけ言われると、そんなものだろうか、いかなものだろうかというふうになるんですが、いかがでしょうか。

◎**原生涯学習課長** 理解が十分でなく失礼いたしました。やはり体育館は、例えばバスケットボールゴールなどは、以前のようにただ出せば使えるという状態ではなくて、ショットクロックという時間を計るような機械もついておまして、そういったものも利用者の方が使用したいときに使えるように指導したりとかといった業務があると思います。

それに比べますと、青少年の家は、貸し館業務的な部分がメインになってこようなかという違いはあろうかと考えております。

◎**金岡委員** なかなか、私の意図するところとちょっと違う話なんです。貸し館業務があることで、若干こちらが高くなっている。総金額が安いんですけど、全体から考えるとかなり高いとなるんですが、それは恐らく貸し館業務だろうと。それを聞いたかったんですけど、そういうことなんだろうと思います。そこはいずれにしても、できるだけ経費のかからないような形の中でやっていただきたいということを要請しまして終わります。

◎**細木委員** 先ほど大石委員からもありましたように、この評価というのがちょっとぼんやりとして分かりにくいところがあります。他県では、仕様書、目的に基づいて、どのよ

うなことが利点として、こういういい活動をされているという評価を一覧表にして議会に提示している自治体もあります。

そういった点では、この指定管理者制度は、議会がなかなか関与しにくいような状況でもありますので、できるだけ議会には詳細に、仕様書に基づいてどのようなすぐれた活動をされているのかの報告が欲しいと思います。特にこういった青少年の施設であれば、そういう若い人たちが使いやすいというか、若い人たちの意見をどう反映させながら運営をしているのかといった点が知りたいんです。

そこで、教育委員会だけがこの指定管理の問題で詳細な報告をするということではいけないと思うんですけど、県庁全体で、指定管理者制度について、もう少し議会にも詳細な報告が欲しいと思います。県庁全体で問題共有していただきたいと思いますので、要請として伝えたいと思います。

◎西森（美）委員 委員長、資料に訂正があります。表の中の管理代行料が金額が違います。

◎原生涯学習課長 大変申し訳ございません。今、西森委員から御指摘いただきましたように、5ページの5今回の議案について一番下の管理代行料のところ、下の欄の青少年体育館の総額が1億1,944万9,000円となっておりますが、正しくは下の横の長い表にありますように、1億9,944万9,000円となります。大変失礼いたしました。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《請願》

◎三石委員長 次に、請願についてであります。

最初に、請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。

執行部に参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」、学校安全対策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨、2022年度より高知県では、中学校全学年まで35人（小学校1・2年生は30人）学級編制が可能となった。行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、小学校3年生になるときに学級減で1クラスの人数が急増する可能性があることを解消するためにも、学び方の改革や新型コロナや新たな感染症対策のためにも、さらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持ち解消、養護教諭などの全校配置のために、高知県独自の配置基準の見直しが求められている。

一方、高知県では小学校教員や養護教諭などで、充当率（定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率）が100%に達しておらず、全国でも最低レベルとなっている。また、高知県では1か月以上も休んだ先生の代わりに先生が来ない事態が、2021年度は84件、2022年度は78件、2023年度は115件もあった。そうした事態があるにも関わらず高知県は、学校に勤務していない先生（教育委員会等に勤務する先生）が他県に比べて飛び抜けて多い。学校現場に配置する正規教員を増やし、先生がゆとりを持って子供と関わることで、その仕事の魅力を再生させることが深刻な教員不足解消にもつながる。

子育て世代の貧困状況が全国に比べても厳しい高知県においては、教育費の保護者負担をより一層軽減し、お金の心配なく安心して教育を受けられる権利を保障することは、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要である。

多くの特別支援学校では環境整備が遅れている。知的障害特別支援学校の深刻な過密状態解消のため2022年度に分校が開校したが、十分な解決となっていない。根本的な解決と知的障害児教育の充実のためには、寄宿舎のある県立知的障害特別支援学校（小中高）を高知市に新設することが望まれる。

地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退する。学校が地域にあることは重要であり、小規模校の存在は感染症対策上も必要である。

日本国憲法や子どもの権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。

1、教育予算を増やし、次の施策を進めること。

- (1) 小学校、中学校、高等学校の全ての学年を30人以下学級にすること。
- (2) 教育費の保護者負担を軽減すること。
- (3) 危機管理文化厚生委員会所管分。
- (4) 特別教室、体育館へエアコンを設置し、老朽化した校舎等を改修すること。

2、正規・専任の教職員を増やし、次の施策を進めること。

(1) 国の定数を下回らないように学校に教職員を配置するとともに、小規模校の多い高知県の現状を踏まえた独自の配置増を図ること。

(2) 休んだ教職員の代替をすぐに配置すること。

3、特別支援教育の充実を図るため、次の施策を進めること。

- (1) 特別支援学級編制標準（現在は1クラス8人）を県独自に引き下げること。
- (2) 高知市に県立の知的障害特別支援学校を新設するとともに、既存の特別支援学校の教育環境の充実を図ること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表世話人、井上美穂ほか4,885人。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知。

受理年月日、令和6年12月10日。

◎三石委員長 それでは順次、関係課からの説明を求めます。

初めに、小中学校課からの参考説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 提出されております請願第2-1号のうち、項目1の(1)、(2)、項目2の全て、項目3の(1)が小中学校課の担当業務となりますので、この5つの項目を小中学校課より説明させていただきます。

まず、請願項目1(1)の30人以下学級の実現についてです。学力の問題や不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題の解決が求められる中で、本県では、国の加配にさらに県独自の加配を上乗せし、小中学校の全ての学年において、35人以下の学級編制を実施しております。今年度は、少人数学級編制の実施にかかり、国の加配と県単独の加配を合わせて70校に98人の教員を配置しているところです。仮に、小中学校の全学年で30人学級編制を実施した場合、さらに100人の教員が必要となり、さらなる県独自の加配を措置することは、厳しい財政状況及び深刻な教員不足が続く現状において困難であると考えます。少人数学級制度の継続及び拡大には国の加配措置が欠かせませんので、今後も引き続き、国の定数改善の動向を注視しながら、引き続き国に対して加配の要望を行うとともに、加配定数改善についての提言等も行っております。

次に、請願項目1(2)の教育費の保護者負担の軽減についてです。市町村立の小中学校の教材を整備する費用については、設置者であり実施主体として責任を負っている市町村が負担しております。といたしましても、この経費につきましては、国の地方交付税措置がされており、一般財源として市町村に交付されています。市町村教育委員会には、この財政措置も活用しながら、各学校での整備をお願いしているところです。この財政措置は、それぞれの市町村が計画的に整備を進めていく上では極めて重要な制度ですので、今後とも、制度の動向に注視するとともに、学校の実態と照らして制度内容の見直し等が必要となりましたら、積極的に要望や提案を行ってまいります。また、就学困難な児童及び生徒の保護者に対しては、学用品費や修学旅行費、クラブ活動費等において就学援助制度により市町村が援助を行っておりますので、県としても、この就学援助制度が有効に活用されますよう市町村に要請してまいります。

次に、請願項目2(1)、教職員の配置についてです。県教育委員会としましては、次年度の教員配置にかかり、1人でも多くの教員を確保するため、今月、2回目の採用審査を実施したところです。また、退職予定者に対しては、積極的に再任用等の働きかけを行っていく予定です。今後も様々な手だてを講じて、人員の確保に努め、義務標準法による定数を充足するように取り組んでまいります。

また、今年度、本県の公立小中学校における学級数が3学級以下の小学校は11校で全小

学校の6.1%、同じく学級数が3学級以下の中学校は9校で全中学校の9.6%となっております。少子化の影響により、今後もこのような小規模校は増加していくことが予想されます。これら小規模校への支援には、多くの加配が必要となり、高知県独自で配置増を図ることは、厳しい財政状況及び人員確保の面から困難であると考えます。そのため、全国都道府県教育長協議会とともに、複式学級の編制基準の引下げを国に対して要望しているところです。

次に、請願項目2(2)の教員の代替者の配置についてです。教員の配置につきましては、年度途中の対応も含めて、県教育委員会の責任の下、計画的に人材を確保し、実施すべきものと考えております。しかしながら、全国と同様にここ数年、新卒者や臨時教員の多くが正規教員として採用されたことで、臨時教員の数が減少し、年度途中の欠員に対応する代替教員の確保は極めて困難な状況となっております。未配置の解消に向け、県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、退職教員等への働きかけを積極的に行っております。この中で、常時勤務が困難な方がいる場合には、授業の実施を中心とした時間講師として雇用するなど、柔軟な対応を行っているところです。

また、新聞広告やテレビ、ラジオ等を通じて臨時教員を募集するとともに、教員免許を有しながら教職についていない方を対象としたペーパーティーチャー個別相談会を開催するなど、教員免許状保有者の掘り起こしにも努めております。さらに、SNS等を活用した県内外への発信や、本県採用審査を受審された他県出身者に対する呼びかけ等も行っているところです。今後も様々な手だてを用いて、代替教員の確保に取り組み、兼務命令等で対応することのないよう、未配置の解消に努めてまいります。

最後に、請願項目3(1)の特別支援学級編制についてです。国の定める特別支援学級編制の標準である1学級の上限児童生徒数8名を引き下げ、少人数化して対応することは、教育効果を上げる一つの手だてであると考えます。しかしながら、仮に特別支援学級の編制の基準を6人とした場合、今年度であれば約70の定数がさらに必要となり、厳しい予算状況の下、本県独自に定数の改善を図ることは困難であります。そのため、全国都道府県教育長協議会や四国4県教育長会とともに、国に対して編制基準の引下げを要望しているところです。

ただ、本県においては、多人数の特別支援学級がある場合や、障害が重複または重度の障害がある児童生徒が入級するような場合などは、必要に応じて、市町村教育委員会と協議の上、児童生徒支援のための加配を行っております。あわせて、県教育委員会として、小中学校の自閉症、情緒障害特別支援学級担当者が指導方法等を学び合う機会を設定し、各担当者の専門性を高めていく取組も実施しているところです。

以上で、小中学校課からの説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 次に、高等学校課からの参考説明を求めます。

◎並村高等学校課長 請願項目1(1)について御説明します。高等学校の教職員の配置は、高校標準法の定めによることが原則であり、生徒数が減少している現状において、教職員数の大幅な増加は難しい状況です。しかしながら、これまでも本県の教育課題の解決のため、県独自の加配定数を積み上げ、習熟度別学習や指導方法の工夫、改善など学力向上支援対策を行ってきました。また、高等学校では、習熟度別授業や選択科目別授業で少人数指導を行っております。

平成26年度からは、教員とともに学習指導を行う学習支援員を授業や補習で活用するなど、個に応じた指導にも努めています。さらに、小規模の高等学校においては、令和2年度より、生徒が希望する大学等への進学のための教科選択ができるように、教育センターにある遠隔授業配信センターから授業を配信し、少人数授業も開講しています。

今後も、生徒へきめ細かな指導、支援を行うことができるよう、授業改善に取り組むとともに、教育環境のさらなる充実を図るため、教職員の加配措置について引き続き国にも要望していきたいと考えております。

以上でございます。

◎三石委員長 次に、学校安全対策課からの参考説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 項目1(4)特別教室、体育館へエアコンを設置し、老朽化した校舎等を改修するについて御説明させていただきます。

まず、県立学校につきましては、特別教室へのエアコンの設置は、窓を開けての授業に適さないパソコン教室や調理室、音楽室などを優先しながら設置を進めております。体育館のエアコンの設置につきましては、災害時における避難所等の在り方を考慮して、優先順位を決定し、整備を進めております。老朽化した校舎等の改修につきましては、長寿命化改修事業により対策を進めております。

次に、市町村立学校につきましては、市町村が順次特別教室及び体育館へのエアコンの設置を進めています。老朽化した校舎等の改修につきましては、各市町村が個別施設計画を策定し、各市町村で順次長寿命改修事業に取り組んでいます。こうした公立小中学校の施設整備や改修については、国の学校施設環境改善交付金を活用することができますので、引き続き市町村に対しまして情報提供を行いながら改修を後押ししてまいります。

説明は以上です。

◎三石委員長 次に、特別支援教育課からの参考説明を求めます。

◎板橋特別支援教育課長 請願項目3(2)について御説明します。県中央部の知的障害特別支援学校の狭隘化対策としまして、令和4年4月に日高特別支援学校高知新本町分校を開校し、県中央部の知的障害特別支援学校は目安人数内に収まっており、一定狭隘化の解消につながっていると考えております。このため、現時点では、高知市への知的障害特別支援学校の新設は必要がないと考えております。ただし、児童生徒数の増減につきまし

ては、知的障害特別支援学校、学級ともに、ほぼ横ばいではありますが、年度によりばらつきがあることから、引き続き注視していく必要があると考えております。また、教育環境の充実につきましては、必要な備品の整備や施設の改修など、学校と連携しながら、児童生徒が安全で安心して学びやすい環境整備に努めております。

県教育委員会としましては、引き続き、児童生徒が卒業後の自立と社会参加に向け、意欲的に学べるよう取り組んでまいります。

説明は以上になります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思います。その前に、内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」、幼保支援課。

要旨、2020年4月から高等学校の就学支援金が増額され、年収590万円未満の世帯には、全国的に授業料（施設設備費等を含む）の額が年額39万6,000円まで減免されるようになった。また高知県の場合、年収350万円未満の世帯には、年額43万2,000円まで上乘せして減免される。さらに年収700万円未満までの世帯には、一定額の減免が実現し多くの世帯で授業料負担が軽減された。しかし年収700万円以上の世帯は、従来どおり授業料を全額自己負担しなければならない。

さらに平均15万円を超える入学金については、全国的には減免の対象とする県が増えてきているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。

また、高知県の私立高校経常費助成高校生1人当たり単価は、38万1,113円（2024年）なのに対し、公立高校の場合（公立高校生1人当たり消費的支出）は160万2,500円（2021年）で、約4倍の格差がある。

私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金であり、公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけること。

については、次の事項が実現されるよう請願する。

- 1、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。
- 2、経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。
- 3、教育予算を増額すること。

4、危機管理文化厚生委員会所管分。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1-10、高知私学助成をすすめる会会長、岡村佐由紀ほか12,077人。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知。

受理年月日、令和6年12月10日。

◎三石委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

◎津野幼保支援課長 提出されております請願第3-1号のうち、項目1から3までが幼保支援課で担当しております私立の幼稚園に関わる内容となっておりますので、この3つの項目について、幼保支援課より説明させていただきます。

まず、1保護者の教育費負担の公私間格差の是正ですが、就学前の教育保育に関しましては、令和元年10月から幼児教育に係る利用料が無償化されております。これにより、幼稚園や保育所等を利用する3歳から5歳の全ての子供の利用料が、一部に上限額も設けられておりますが、公立、私立を問わず無償となっているため、保護者負担にはほとんど差はないものと考えております。

次に、2経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること、3教育予算を増額することの2点につきましては、関連しますので併せて説明させていただきます。

幼稚園の運営費につきましては、平成27年度に施行されました子ども・子育て支援新制度に基づき、保育所や認定こども園等と共通の給付制度により給付が行われております。給付額の基準は、国が毎年、人件費や教育材料費など教育保育に通常要する費用を勘案して公定価格を定めており、それに基づいて給付されているもので、施設の種類や規模など条件が同じであれば、全国同じ金額となっております。また、この公定価格は、若干ではありますが高齢者ベースアップが図られるとともに、様々な課題についても充実が図られているところです。

一方、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立の幼稚園が、現在県内に1園だけございます。こちらにつきましては、従前からある私学助成による経常費助成補助が行われております。これは、国から示されている国庫補助単価と地方交付税単価を合算した金額を県が補助金として交付しておりますが、その金額も年々、僅かですけれども増えている状況です。

このように、幼稚園や保育所等の運営費への支援は充実が図られてきておりますが、今後も、県内各園が教育・保育を提供する上で、適正な金額が確保されるよう、国の動きを注視していきたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

これで、教育委員会に係る請願を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、教育委員会から4件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

まず、教職員等の不祥事について、教育政策課と小中学校課の説明を求めます。なお、質疑は併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木参事兼教育政策課長 資料を御覧ください。10月17日に教育委員会職員に対し行いました懲戒処分事案について御説明させていただきます。

高知県教育委員会は、知人女性に対しわいせつな言辞等を行った教育委員会職員に対しまして、令和6年10月17日付で停職10月の懲戒処分を行いました。

まず、教育委員会職員の不祥事が発生しまして、このような懲戒処分に至りましたこと、改めて大変申し訳ございません。

概要につきまして、資料に沿って御説明させていただきます。

高知県教育センター主任管理主事は、知人である高知県内在住の成人女性に対して、今から申し上げますような行為、言動を行い、不安感や恐怖心を抱かせました。このことにより当該知人女性は、一連の事案が原因であるとされます心的外傷後ストレス障害を発症されております。

まず、令和5年6月に2回、7月に1回、高知県内におきまして、当該知人女性の意に反することを認識し得るにもかかわらず、2人きりの状況でわいせつな言辞や身体的接触を行いました。また、令和5年8月に、当該知人女性に対しまして、性的な羞恥心を害し、不快感を感じさせるような内容のSNSのメッセージを送りました。そして、やり取りなどを拒否する意思を当該知人女性が示しているにもかかわらず、令和5年11月に3通、令和6年1月に3通、3月に2通、4月に1通のショートメール、また令和5年12月に1通のSNSのメッセージを送付しております。その内容は、当該知人女性のことについて不快感を感じさせるような表現で言及するものや、相手の行動を日常的に確認をしているように捉えられるようなものでございました。

なお、こちらの記載しております事案の内容につきましては、被害者及び関係者のプライバシー、その他の権利利益の保護に配慮いたしまして、記載しております一部事案の概要のみの御報告とさせていただきます。

以上が事案の概要となります。

県教育委員会といたしましては、本来は教職員に対しまして指導・助言をする立場であ

るはずの教育委員会の職員が、このような事案を起こしましたことを極めて重く受け止め、即日で服務規律確保の徹底に係る綱紀肅正の通知を発出するとともに、教育行政に携わるという職責を全ての職員が自覚し、高い倫理感や使命感を確立させるよう、出先機関も含めました教育委員会の全管理職員に対しまして、教育長から直接訓示を行っております。

今後は教育委員会職員におきます、より一層の綱紀肅正や服務規律の徹底に取り組み、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上でございます。

◎三石委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 それでは、小中学校課の資料を御覧ください。教職員による不祥事が続いて発生しており、大変申し訳ございません。

11月18日に懲戒処分を行いました事案について御説明させていただきます。

高知県教育委員会は、未成年の女性に対してみだらな行為を行った公立中学校教諭に対し、令和6年11月18日付で免職の懲戒処分を行いました。なお、事案の概要につきましては、被害者のプライバシー、その他の権利利益の保護という観点から、被害者の御家族に同意を得た内容のみとなりますので御了承ください。

それでは、概要について説明させていただきます。

宿毛市立小筑紫中学校教諭は、県内の10代女性が16歳未満と知りながらみだらな行為を行い、令和6年10月28日、不同意性交等罪の容疑で逮捕されました。

本事案は、被害者の関係者が宿毛市教育委員会に相談し、宿毛市教育委員会が教諭に事実確認を行う中で、被害者とみだらな行為を行っていたことが発覚しました。事案発覚後、宿毛市教育委員会が宿毛警察署に通報し、今回の逮捕に至りました。

県教育委員会としましては、不祥事が続発している状況を重く受け止め、11月12日、緊急に小中学校校長会、役員会と、不祥事防止に係る協議を行いました。また、12月6日に開催された小中学校長会研究大会においても、県教育長が学校長に対し、各校の不祥事防止対策について、より実効性のある取組を推進するよう強く要請したところです。不祥事の防止に向けて自己を顧み、公務員としての自覚と高い倫理感のさらなる向上に努めることで、県民の皆様の信頼を回復できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 宿毛市の事案については、16歳未満ということで非常に重く受け止めているし、本当にゆゆしき事態だなと思っているんです。東京の区立の校長先生の問題もあって、そういう学校内での、この子の場合は中学校の生徒かどうか分かりませんが、もし圧倒的な上下関係のハラスメントというか、関係の中で発生しているということであれば、もう本当に何とも言いようのない思いがしています。

この宿毛市の事案については宿毛市議会でも取り上げられていて、休養を取られていて復職されてからこの事案が発生したということです。県の教育委員会として、この事案については、復職に当たる前の経過であるとか、復職してからこういう問題が発生したということで、いろいろ相談とか、あと事実確認について何か把握されていたことがあったのか確認をさせてください。

◎蛭子小中学校課長 被害者に係るような内容についてはコメントを差し控えさせていただきますが、この教員のこれまでの勤務状況に関しましては、懲戒処分等もございませんし、同僚等の職員からは通常の勤務ぶりであったというようなことは聞いております。ただ、学校長につきましては、今の学校長は前任の学校長との引継ぎ等におきまして、学校長が知っているような情報については引継ぎを行っていると聞いております。

◎細木委員 これ以上はちょっとプライバシーの問題もあるし、立ち入ることが難しいとは思いますが、学校周辺の関係者は、復職に関してはちょっと不安の声もあったというふうなことも聞いています。本当に子供に対する性暴力、何か好意を寄せていたからとかそんな言い訳をする事案もありますけど、本当にこういう圧倒的な上下関係の中で起こる性暴力は、絶対に許されるものではないと思っているので、校長会での協議とか要請をされたということではありますが、そういう問題で本当に解決していくのかなという思いもあります。

こういう学校の先生の性暴力に関しては、なかなか表立って出てこないことが多いと思うので、安心して相談ができる相談窓口を設置したりというような、具体的な手だてをしっかりと打たないと、これで傷つくような生徒がたくさんいる。こういう事件が発生したら、その心理的影響も計り知れないものがあります。地域の関係、教育委員会、学校への信頼が物すごく壊されるようなことなので、本当に具体的な対策をしっかりと取らないと、要請レベルでは防げないのではないかなと思うんですけど、何らかの具体的な手だてを打つような動きはないんでしょうか。

◎蛭子小中学校課長 具体的な手だてにつきましては、まずは、当該市町村で緊急に校長会を行っております。さらに県教育委員会としましても、1か月ごとぐらいには、この学校の状況等は把握をしていきたいと考えているところです。

子供たちの状況につきましては、当該事案が発生した折には、スクールカウンセラー等を派遣しまして、子供たちの聞き取り等も行っており、現在のところ、子供たちは大きな動揺もなく、通常に学校生活を送っていると報告を得ているところです。

◎細木委員 表面的にはそんなに騒いだりはしないと思うんですけど、かなり心理的にはしんどい思いをしている子もいると思うんですね。きちんと深掘りもしながら、しっかり継続的にメンタルケアをしていかないといけないと思います。そこら辺を注意深く、しっかりと終わるのではなく、しっかり対応して行ってほしいと思いますので、よろしくお願

します。

◎**下村委員** 決算特別委員会の中でも意見を申し上げたんですが、先生の内定がどんどん減っていく中で、信頼されるべき先生がこうやって不祥事で、幹部の皆さんがこうやって毎回自分たちに報告をされること自体も、本当に幹部の皆さんもつらいと思います。もちろんそれをやっている教職員が一番悪いんですけど。先ほどお話もありましたけど、個々人が本当に、それぞれの先生方が、自分が先生になるときの思いであったりとか、自分が先生になってどんな先生になりたいんだという思いの中でやってきた、その最初の原点に教職員全てがもう1回戻って、自分事として、自分の中でしっかり振り返りながら、自分に問かけるような、そういうきちんとした静かに考える時間も得ること。それぞれが、あのとき自分はこうやって子供たちのために頑張るんだみたいな感じで先生になったという思いがあると思うんです。そこがなぜこんなになってしまっているのかを、もう1回振り返るような時間を持ちながら、だからこそ自分たちは先生としてちゃんとやらないといけないと戻れるようにしていくところが、原点に戻る意味でも大事なのではないかと思います。

そういった問いかけをぜひやっていただきたいですし、こうやって不祥事が続くこと自体が、高知県の教育行政にとって負のスパイラルをさらに助長してしまうということも、皆さん全てが考えるべきではないかと思います。これ以上このことを言ってもしょうがないので、要請という形で自分の思いですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

◎**西森（美）委員** 宿毛市の件なんですけれど、子供たちと保護者、この学校だけではなくて県内の保護者に激震が走ったというか、学校の先生に娘を本当に信頼して預けていいのかというところに、保護者の方はすごく不安を持っています。そうでない先生が圧倒的だと思うんですけど、各委員が言われたように、きちんと原点に戻ることと具体的な取組と。この被害を訴えたのが本人だったのか、周りが変化に気がついて声をかけたのかですが、よく気がついてくださったと私は思うんです。これが分からないままということもあり得て、今、表には出てないけれどもこういうことで苦しんでいる子供がいないかなということも同時に心配になる、保護者はそこを一番心配しています。

宿毛市の学校のことに関しては、いろいろ手を打ってくださっていると思うんです。でも、県内の保護者の皆さんにも、教育委員会がどう取り組んでいるかとか、学校がどう取り組んでいくかをきちんと説明していただきたいし、子供たちにも何かがあったら言っていんだという、言っていく窓口を明確に設置をするべきではないかと思います。不登校とか様々なことで、先生方が窓口を広げてくださいということもよく分かるんですけど、この性的な被害はまた別のものなので。何かがあったときには先生であったとしても言える、言っていんだということをお子孫たちにも教えていただきたいし、具体的に設置していただいたり、動きを開始してもらいたいです。もう本当に不信感しかありません。

◎**山中人権教育・児童生徒支援課長** 先ほど委員がおっしゃった、子供たちがそういうことを発信していいんだと、そういう被害に遭ったときには言うべきだというのはもう当然です。それで、今年3月にそういったリーフレットを小中高と作成しました。特に子供たちは、小学生もおりますので、それが性被害を受けているか気がつかない場合もあり、プライベートゾーンというのは一体どういうことなのかとか、それからこういう場合が起こったときは、先生に言っていいんですよというようなリーフレットを配り、そして先生方から各教室でお話もしていただきながら、配っていただく時間を持っております。これはまた定期的にやっていかななくてはならないと考えております。裏面には、相談機関、学校のスクールカウンセラーはもとより、心の教育センターや県内の相談機関、犯罪被害者支援とか女性相談センターとかといったところを網羅したのも、チラシとして配らせていただいています。また続けてやっていきます。

◎**西森（美）委員** 大人でも訴えるのは難しいので、課長も言われたように、それが被害であると認識していない子もいるかもしれないので、そこをしっかりと体制を強化していただきたいことを強く要請しておきます。

◎**金岡委員** 私も非常に問題だと思っております。そこで一つ聞きたいのは、刑事事件にする、しないの線引きはどこら辺になっているんですか。

◎**鈴木参事兼教育政策課長** 1件目で御報告しました教育センターの職員に関しましては、被害者の方と御相談、また弁護士の方と御相談の上で、最終的に警察に告発するか否かといったようなことを判断いたしました。結果的には告発はしていません。宿毛市の事案については、不同意性交として逮捕されておりますので、これはもう既にそのような手続に乗っている状況です。

◎**金岡委員** きちんとは覚えてないんですけど、公務員が犯罪を認知したときは告発しなければならないとあります。ですから、ある一定の問題が起こったとき、これは刑事事件だ、問題だといったときには告発をされているんですか。

◎**鈴木参事兼教育政策課長** 告発義務については、こういったような教職員の事案が発生した際には、それぞれの各部局で告発義務の履行をいかに達成するかは当然精査をしております。特に今回の教育センターの事案につきましては、被害者の方が、御相談の上で告発はしない形での御希望もありましたので、最終的に弁護士の方に御相談したところ、その場合は告発義務は履行しなくていいといった御助言を頂戴いたしましたので、告発はしていないというところになっております。そういった特殊な事情がない場合は、当然、公務員の告発は警察にしっかりと御相談をしながら必要な対応というのは、従前の対応ではしています。

◎**三石委員長** それでは、質疑を終わります。

以上で、教育政策課、小中学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎三石委員長 次に、県立高等学校再編振興計画の次期計画について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 現在検討しております県立高等学校再編振興計画の次期計画の概要案につきまして御報告させていただきます。2ページです。

次期計画の期間と基本的な考え方です。次期計画は、令和7年度からの8年間としまして、実施計画を前期と後期に分けて取り組むこととしております。現状と課題にありますように、生徒数の減少や生徒の学びのニーズが多様化しておりますこと、また、高等学校を取り巻く環境や社会の変化が激しいことから、これらに対応していく必要がございます。

次期計画の基本的な考え方といたしまして、多様性への対応や共通性の確保と、地域とのつながりによる教育の質の向上及び環境の充実、また、学校・課程の適切な配置と、学校規模の確保による学びの機会の保障としたところです。

3ページです。次期計画の取組では、学校のさらなる魅力化・特色化と、個別最適・協働的な学びの一体的な充実を大きなテーマとしています。

まず、取組1の学校のさらなる魅力化・特色化では、学校は一層、市町村や大学また企業等と連携・協働を進めますことや、スクール・ミッション等で学校の使命を明確化し、教育活動の実施・改善に取り組むこととしております。特に中山間地域等の小規模高校では、生徒数等の努力目標を設定しまして、学校と地元市町村とが協働し、目標達成に向けたアクションプランの策定・実行に取り組み、魅力化を図ることとしております。また、計画期間中、入学定員と学校の特色や全国生徒募集に対応した入試制度の見直しを行ってまいります。

次に、取組2です。個別最適・協働的な学びの一体的な充実といたしまして、デジタル化やグローバル教育の推進、多様な学びのニーズに対応した取組を進めてまいります。遠隔教育をさらに拡充しますことや、遠隔の仕組みなどを用いた学校間交流や全日制課程、通信制課程といった課程の垣根を越えた学びなどについても取り組んでまいります。

定時制・通信制の再編では、通信制の学びにデジタル化を取り入れることや、また、地域の高等学校を通信制の協力校としまして、学ぶ機会の保障・充実に取り組んでまいります。定時制の夜間課程では、生徒数が大きく減っております状況から、地域性も考慮しつつ、配置を見直しまして、将来には6校程度への再編ということも検討してまいります。

次に、多様な学びのニーズに対応した学校・コースの設置の検討では、不登校生徒や日本語指導が必要な生徒も含めまして、生徒の学び方が多様化している状況を踏まえ、生徒の学び方のニーズに柔軟に対応ができる学校でありましたり、日本語指導の必要な生徒を対象とするコースの設置などの検討をしてまいります。

4ページは、スクール・ミッションと主な取組内容です。学校の区分ごとにスクール・

ミッション、下の表には取組内容、また学級規模の目安等をまとめています。

まず、Aとしまして高知市、南国市にある学校は、生徒数が多い地域の学校として、スケールメリットも生かし、多様な教育課程、部活動を置くことができます。このことから、文化、芸術、スポーツ、また進学といった各方面で特色を出すとともに、大学等との連携の強化や部活動の重点校といった取組を進めてまいります。また、日本語指導が必要な学びを置くコースの設置などについて検討してまいります。一番右の学級規模の目安では、1学年4から6学級と一定の学校規模を維持しまして、将来、4学級未満が続くことになりましたら、再編を進めていく必要があると考えています。

次に、Bの地域の拠点校である4校は、東部、中央部、西部の各地域の拠点校として、進学や部活動をリードするための指導体制の充実を図ってまいります。地元市町村との連携はもとより、大学、関係機関との連携強化や、産業系専門学科を併設します学校では教育内容を見直し、学科改編などに取り組んでまいります。学級規模の目安数では、1学年4学級以上とした上で、4学級未満が続く場合にあっては、小規模高校としての位置づけとしていくことを考えております。

次に、Cの中山間地域等の小規模高校13校ですが、地域の核となる存在として維持していくためには、魅力化を図り、そして生徒数を確保していく必要がございます。そのため、学校と地元市町村とが連携・協働し、アクションプランを策定し、実行していくこととしております。また、遠隔教育や全国生徒募集の取組などについてもより一層充実させてまいります。学級規模の目安としましては、最低規模の目安を本校で1学年20人以上、分校では10人以上とした上で、努力目標として、本校は基本41人以上、分校は11人以上として、この目標を上回るように取り組むこととしたところです。

続いて、Dの産業系専門高等学校では、産業の担い手を育成することが使命になりますことから、地元企業等との連携を強化しますとともに、これからの時代を見据えた教育内容の見直し、学科の改編などにも取り組んでまいります。学級規模の目安では、1学年を2学級から6学級としまして、それぞれの学科ごとの生徒数が、例えば3分の1未満といった状況が続く場合には、再編等を進めていくことを考えております。

次に、Eの定時制・通信制の高等学校です。まず、通信制の課程は、自分のペースで学ぶことができるといった特徴から、全国的には生徒数が増えております。この通信制の学びを充実させる観点から、各地域の高等学校を通信制の学びができる協力校と位置づけていくことを考えております。後ほど御説明いたします。一方、定時制におきましては、特に夜間課程で生徒数が大きく減少しております。いわゆる勤労青年と言われる生徒の減少、また、公共交通機関での通学が困難といった様々な要因があるものと思っておりますが、この状況を踏まえ、東部や中央部、西部といった各エリアごとに設置といった再編をしていくことの検討を行ってまいります。

5 ページは、通信制の協力校のイメージ図です。現在、通信制に通う生徒は、レポートを学校に郵送しまして、教員が添削し、返している状況でございます。また、週に1回程度、通信制の学校に通学しまして、面接指導といわれるものを受けております。この郵送でのやりとりをデジタル化し、パソコンなどを活用して行う方法に見直していくこと、また、面接指導は、例えば自宅から近い地域の高等学校でも受けられるようにするということをしまして、地域で学ぶことが可能となる仕組みを構築していきたいと考えています。

協力校となる高等学校では、通信制の生徒が自由に登校できる学習室を設け、パソコン等を整備し、課題のレポート作成、提出ができる教育環境づくりでありましたり、生徒の居場所づくりに取り組んでまいります。また、自分で学ぶことが苦手な生徒に対しましては、サポート体制も整えていくことが必要だと考えています。この通信制の協力校といった仕組みにつきましては、全国でも多く行われておるものですので、今後、定時制の夜間課程の配置の在り方の検討に併せまして、通信制の協力校の設置に向けて取り組んでまいります。

続いて、6 ページは、多様な学び方ができる高等学校のイメージです。高等学校には、全日制、定時制、通信制の3つの課程がございます。全日制は基本、朝から夕方までの1日6時間以上の授業、定時制は昼間や夜間など時間帯は異なりますけれども、4時間の授業で基本4年間学ぶということになっております。通信制は自宅等で自分で学ぶことを基本とするものです。生徒は全日制、定時制、通信制のいずれかで学ぶこととなりますけれども、途中でほかの課程に変わることは簡単にはできなくなっています。多様な学び方ができる学校では、同じ学校に、全日制、定時制、通信制の3課程を置き連携を図りますことで、例えば定時制の生徒が3年間で卒業したいと希望する場合、他の課程の授業を受けやすくするというものです。また、例えば学校の通学に慣れるために最初は通信制でスタートして、それに慣れてきましたら途中から定時制、全日制に変わることができるといった柔軟な仕組みをつくりまして、様々な背景を持つ生徒に対応する、また、生徒を主体に置いた教育環境を整えていければと考えています。

これらにつきましては、今後、具体的な取組、また、設置の場所や候補校などといったものを検討しまして、この計画期間内に設置がしていければと考えています。

以上が概要ですが、今後、教育委員会において協議を重ねて、1月には計画の案を固めまして、パブリックコメントの実施、そして年度末には次期計画を策定してまいりたいと考えているところです。

当課からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎大石委員 様々な課題がある中でよく取りまとめられていると思いますけれども、その中で特に今後、本当に分岐点といいますか、厳しいのはCの13校だと思います。ここをど

ういうふうに底上げしていくかで、地域コンソーシアムをつくっていくということは本当に県教育委員会の力だけではなかなかできないといえますか、様々な関係者を巻き込んでいかないといけないと思います。去年、地域連携のコーディネーターを5人募集したけれどもなかなか応募がなくて、結局は1名だけ採用と。その1名の方は非常に頑張られていると聞いていますけれども、次年度に向けて、今年度の反省も含めて、どういうふうな対応されるのかをお伺いしたいと思います。

◎野田高等学校振興課長 特に中山間地域等の魅力化を図っていくためには、市町村でありましたり、地域の方、産業界、様々な関わっていただく方が一緒に協働することが非常に重要だと考えております。その中で、今年度、魅力化コーディネーターの配置を進めてまいりました。現在2名の配置となっておりますが、その配置につきましては、地域と学校をつなぐという役割を担っていただく、その力がやっぱり有効だと考えておりますので、来年度以降におきましても拡充していければと思っていますところでは。

ただ、県版地域おこし協力隊で県外から募集をするというところにつきましては、やはりなかなか募集に応募してくれないということがあります。まず、今年度におきましては、この12月17日にはオンラインの公開の説明会なども開催するようにしまして、そこに一定の受けていただける参加者がおります。そういった方に、積極的にPRしていくことも大事ですし、また、県版地域おこし協力隊以外の方もコーディネーターになっていけないかにつきましては、県教育委員会でも、様々なリソースを活用できるように検討してまいりたいと考えているところでは。

◎大石委員 そもそも、このコーディネーターに求める役割は非常に大きいと思うんです。一方で、以前から議論していますけれども、県版の地域おこし協力隊程度の報酬でそういった人材が確保できるのかとか、あるいは募集をかけて来るのを待つという形で本当にいいのかなど。このコーディネーターという仕事自体がもうほとんど前例がないといえますか、全国でもそんなに経験豊富な人がいないということで、かなり革新的な仕事をしてもらわないといけないという意味では、採用の仕方を、募集をかけて来るのを待つという方式なのか。それとも、民間の力も借りていい人間を探して、人材を探して一本釣りをしていくような方法がいいのかとか、いろいろ工夫が必要だと思うんですけれども、その辺りはいかがお考えでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 委員おっしゃるとおりだと思います。特に高知県の人口が少ないところで優秀な人材を確保するのは、非常に苦労しているところでは。そういった意味で、現在の取組としては、全国の魅力化に取り組んでいる企業としっかりとタイアップして、そこでのアドバイスをもらいながら、補完していくことも併せてやっているところでは。また、コーディネーターを終わったときに、アドバイザーみたいな形で関わっていただけるといいような、そういった育成の部分についても今取り組んでいまして、そういった自前

でしっかり育成していこうということも併せまして、いろんなやり方ができると思いますので、引き続き検討していきたいと思っております。

◎大石委員 関連しますけど、そこでいろんな支援制度を活用しないといけないと思うんです。県では、例えば人口減少対策の市町村に渡っている交付金なんかもコーディネーターの人件費で使うようにするとか、あるいはふるさと納税の企業版の中で人材派遣制度みたいなものも、2年ぐらい前からたしか新しく創設されたと思いますけれども、本当にあらゆる手を使って、人材確保のための仕組みを構築しないといけないのではないかと思います。その辺りについて、交付金の関係も含めて、現状議論がどうなっているのか、他部局との折衝も含めて、状況を教えていただけたらと思います。

◎野田高等学校振興課長 人口減少対策総合交付金の活用については、こういった魅力化にも活用できますということ、この10月から11月に各市町村に訪問させていただいて、活用方法についての御説明をさせていただいたところです。また、既に各市町村でそういった活用を考えられて、市町村のコーディネーターとして、学校で魅力化に取り組んでいただけているところもあります。そういった先進事例も含めまして、それを横展開するなど、様々な魅力化の方法があるかと思いますので、それを共有するというのも併せて取り組んでいければと思っております。

◎大石委員 そういった意味では、教育委員会も本当に少ない予算の中で本当に苦労しながらやっただけだと思っておりますけど、他部局で、例えば人材確保センターなんかはかなり巨額の資金を得ながら、移住対策に取り組んでいることを考えたら、この地域みらい留学は、まさに人材確保、移住対策でもあると思います。こういった機関、県の外郭団体ともしっかり連携することも大事だと思いますけど、そこの辺りの連携は今後どういうふうにお考えかを最後にお伺いしたいと思います。

◎野田高等学校振興課長 今年度も高知暮らしフェアと合同開催するなど、協働で進めてまいりました。そういった取組を引き続きさせていただくとともに、まさしく関係人口づくりと移住と密接につながりますことから、関係部局とはふだんから情報を取り合っていくとともに、協働でできる取組などにつきましては、一緒にさせていただきたいと思っております。

◎大石委員 日頃の教育委員会の仕事の枠を越えて頑張らないといけないことで大変だと思いますけれども、ぜひ県のほかの部局をしっかりと動かして、頑張っていたきたいと思っておりますので、お願いをしておきたいと思っております。

◎長岡教育長 その点については、私も総合企画部、あるいは総務部と十分に話し合っ、協力を取り付けていきたいと考えております。しっかりと頑張っていきたいと思っております。

◎細木委員 定時制のところ、今後の動きとしては、配置校6校ということで半減をしていく方向性が出されて、最低規模の目安でいくと、今後全学年生徒数20人だったらさ

らに再編を進める流れになっていると思うんですけど、こんなにどんどん減らしていいのかなと思うんです。半分に減らしていくことで、こういったところを配置校6校に絞っていかうとしているのか、方向性だけ教えていただけたらと思います。

◎野田高等学校振興課長 資料7ページの参考資料は、県立高等学校の入学者数の推移です。2のところ定時制の生徒数のデータを載せています。御覧のように、令和2年度から令和6年度までの平均の入学者数が5名未満の高等学校が、ほぼということになっており、夜間に学ぶ生徒のニーズが非常に減ってきているのは事実だと思います。そういう意味で、こういった学校につきましては、昼間で学ぶことができるのではないかとこのころで、通信制の協力校も併せて考えていくことが必要だと現在検討しております。

その中で、それぞれのエリアで定時制の学びも残しつつ、どこがいいのかは今後検討いたしますけれども、東部・中部・西部といった拠点となるところにはしっかりと配置しまして、それ以外で通信制の協力校で学びの機会をしっかりと維持できるところで、併せて検討していきたいと思っています。

◎細木委員 高知県内の特徴としては、定員内不合格の問題であるとか、中退者が多いとかで言えば、中学校を卒業してそのまま勤労学生になる方は少ないかもしれませんが、掘り起こしたら結構そういうニーズはありはしないかなと思います。先週終わった「宙わたる教室」という定時制高校のドラマがありまして、コスパとかで言ったら通信制のほうがいいかもしれませんが、やっぱり人と人とのつながりとかぶつかり合いの中で成長するという点では、定時制の高校の魅力というか在り方、優位性というのもあると思うんですね。だから、あまり数がどうのこうのだからとどんどん削っていくのは、ちょっとやり過ぎじゃないかなと思うんです。それと、掘り起こしとかの観点では、こういったお考えがあるんでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 まず、いわゆる勤労青年と言われている方がどれだけいるのかですけど、正規の職を持って定時制に通われているというのは極めて少のうございます。通学をしている合間にアルバイトで就労している事例は半分ぐらいと承知しております。その中で、委員おっしゃるように、例えば異年齢との交流も含めまして、定時制の学びでしっかりと社会性を育成することもできているのは事実です。そういったことで、通信制に変えたからといって自学自習だけでやるのではなくて、やはり居場所ができる、そこで交流ができるとかといった教育機会の創出、また維持というものを確保しながら、そういったものも研究しながら、あるべきところ、定時制の配置と通信制の協力校の配置のバランスを取りながら考えていきたいと思っています。ですが、夜間の課程の生徒数が急激に、この10年で4割ちょっと、半分以下にもなっている状況を踏まえますと、果たして夜に学ぶニーズがあるかどうかも含めまして、慎重に検討していく必要があると思っています。

◎三石委員長 学校のさらなる魅力化・特色化という取組のポイントで、市町村や地域、

大学、企業等との連携。これは非常に大事なことで、その中で中山間地域等の小規模高校の生徒数の確保ということで、例えば、私の出身の西土佐分校なんかはいつ消えてもおかしくないような状況なんですね。そのときに、やっぱり地域はもちろんだけれども、市町村ですよ。今、本腰を入れて生徒を確保しないと、一遍火が消えてしまったら、はっきり言ってもう二度とその火はつかないですよ。そういう緊張感というか危機感というか、そういうものを共有することがとても大事だと思うんです。私も地元、出身のところへ帰っているいろいろ話を聞いたり、したりもするんだけど、あまりびんときてないんですね。例えば西土佐分校が消えてしまったら津野川という集落はどうなるのか、なかなかびんときていないような感じがするわけですね。

これに限らず、昨年度も、各市町村と連携を持って情報を共有して、危機感とか緊張感を持たないといけないということで、各市町村を回ったらどうですかと提案もしたと思うんです。聞くところによると、各市町村に早速行って、小規模高校の生徒数の確保だけではなくて、何か情報交換というか、県教委の思いとか施策とかを伝達して回ったという話も聞くんだけど、もう既にそういう取組をしているんですか。

◎野田高等学校振興課長 今回、計画に合わせてになりますけれども、10月、11月にかけてまして、中山間以外の市町村においても全て回らせていただきました。また、2年ほど前にもスクール・ミッションとかの取組について意見交換もさせていただいています。そういった意味では、定期的に各市町村は回らせていただいています。その中で、委員長がおっしゃるように、地域になかなか高等学校の取組が知られていないところもございます。そういう意味ではまだまだ周知不足の部分もあると思いますので、連携・協働がしっかりとできますように、市町村の役場の方にもそういった意見交換の場に入らせていただいて、高等学校の取組をさらに説明し、御理解をいただきながら、一緒に協働できる取組を進めてまいりたいと思っています。

◎三石委員長 具体的な例を挙げると、西土佐にはたくさんの小学校、中学校があったのが、全部統合されて、江川崎のほうに西土佐の小学校、中学校が1校ずつになってしまったんです。西土佐中学校も昔は2クラスもあったんだけど、人口がどんどん減って1学年1クラスと生徒数が非常に少なくなっている。小学校も児童数が少なくなっている。少なくなっている上に、西土佐中学校の生徒がなかなか西土佐分校に来てくれないんですよ。愛媛のほうへ行ったり他へ行ったり、気持ちも分からないではないけれど。そこで、各地域から始まって、あそこには四万十市の支所もあるからそういうところが一緒になって、火を消さないように、西土佐分校でも十分な勉強ができるんだ、特色ある学習もできるんだということをもっと、地域の方ももちろんだけれども、本当にやればもっと前進するんじゃないかという思いがするんですね。それが妙に薄いんです。それは分からないではないです。町へ出ていきたいとか、分校では思ったことができないとか、いろいろとあ

るのは分かるんだけど、何かそこら辺りだと思っんです。

◎野田高等学校振興課長 まず、西土佐分校につきましては、昨年から存続の会の中で、月に1回会合を持ちまして、そこに当課の職員も一緒に参加させていただいて、どういった魅力化を図るのかという取組について話をされています。その中で、川体験でありましたり、いろんな地域の支援ができるよということも含めて、学校と協議し、学びへ取り入れることができないかと進めています。まず、そういった取組と、全国募集などによってかなり問合せも多いと、今回聞いております。

そういう意味では、そういった地域と学校との協働が非常に有効だと思っておりますので、その取組を中学校、中学生、保護者にもしっかりと伝えることで共有していくところが必要だと思います。そういう取組を、各学校で進めさせていただければと思っています。

◎三石委員長 課長がまとめてくれました。ぜひ、そういう方向でやっていただきたいと思っんです。

◎横山委員 中山間と定時制・通信制の議論が出たんですけれども、産業系の高校ですね。本当に今の担い手不足の中で大変重要だと思っんですが、今どのような議論がされているのかと、やはり入り口、生徒が来なくなるような学科をどのようにつくっていくのか、そして出口との連携というところ。今の議論と、これから将来どんなふうにしていきたいのかをお聞かせいただけますか。

◎野田高等学校振興課長 今後、高等学校につきましては、産業系、普通科にかかわらず生徒数自体は減ってきます。そういう意味で、変わり方はどうあるべきか議論をしているところなんです。いろいろな名前をつけた科はありますけれども、シンプルにしっかりとした科、例えば工業でありましたら機械とか電気とかといったような原則立ち上がった科としまして、学ぶ内容をどうするのかというところを見直しをする。その中では、学校だけでやるのではなくて、やはり地元にある企業の方との話合いを持って、今の最先端の学びはどうなるのか、欲すべき人材がどうなのかを協議する場が必要ではないかと話もしております。その中で、各学校でしっかりとした担い手づくりができますような、そういった骨のある学びというものを考えていきたいと思っんです。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

ここで10分ほど休憩といたします。再開は3時35分とします。

(休憩 15時24分～15時34分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、高知県読書バリアフリー計画(案)について、生涯学習課の説明を求めます。

◎**原生涯学習課長** 私からは、高知県読書バリアフリー計画（案）について御説明させていただきます。1 ページ目で計画案の内容について御説明します。

読書バリアフリーについては、障害の有無にかかわらず、全ての人を読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにしていくため、令和元年に、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が制定されました。資料の1の計画策定の趣旨等の右の点線の枠囲みにありますように、読書バリアフリー法第8条において、地方公共団体における計画策定が努力義務として規定されていることから、今回、この法律に基づく県計画として策定しようとするものです。この計画のために、視覚障害者や難病の団体、高知県社会福祉協議会、教育や図書館、市町村関係者など10名の委員から構成する高知県読書バリアフリー計画策定検討委員会を設置し、令和5年2月から検討を重ねてきた内容となります。

1の左側にあります趣旨の2つ目にありますように、この計画は、「障害の有無にかかわらず、すべての県民が等しく読書を通じて、文字・活字文化を享受することができる社会の実現に寄与すること」を目的としております。また、その下の計画の対象者は、読書が困難な方であり、具体的には、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により読書が難しい方、寝たきりや上肢に障害があるなどの理由により書籍を持つことやページをめくるのが難しい方となります。計画期間は、今年度は途中になりますが、今年度から令和10年度までの5年弱と考えております。

2の障害のある方の現状としまして、身体障害者手帳をはじめとする各種手帳の交付状況や、読書バリアフリーサービスの利用状況を記載しております。このほか、右の括弧内で示しておりますが、加齢に伴う低視力、本を持つことやページをめくるのが難しい方などを含む読書が困難な方は、県内で数万人規模でいらっしゃる可能性があるということを書かせていただいております。

次に、3高知県における現在の取組と課題としましては、現在は、上の2つの白丸にありますオーテピア高知声と点字の図書館と、オーテピア高知図書館が中心となって、バリアフリー図書館の貸出しや対面音訳サービスなど様々な取組を実施しておりますが、それぞれ、下の青の枠組みに記しているように、読書が困難な方をはじめ、その支援者や関係機関などへの周知といった課題がございます。また、市町村立図書館等については、多くの図書館等において、読書バリアフリーサービスを提供できるよう準備が必要な状況にあります。学校及び福祉分野についても、取組の充実や周知が必要な状況にあると考えております。

右側を御覧ください。これらの課題に対応するため、4に基本方針と主な取組としまして、基本方針1「そろえる」誰もが利用しやすい図書館をそろえる。基本方針2「つなぐ」情報やサービスを必要とする人につなぐ。基本方針3「広げる・伝える」誰もが利用できる

る読書環境があることを知ってもらおう。これらの3つの基本方針の下、バリアフリー図書の充実や読書バリアフリーサービスの利用支援、市町村立図書館職員への研修実施、リーフレット配布による周知などに取り組むこととしております。

一番下に指標としておりますように、計画の進捗状況を把握するために、バリアフリー図書の充実度や、バリアフリー図書制作ボランティア登録者数などについて、指標として定めております。

計画案の概要につきましては以上となります。

続いて、2ページを御覧ください。この計画案につきまして、令和6年11月8日から1か月間、県のホームページへの掲載などの方法により、意見公募を実施し、3件の御意見をいただきました。うち1件は、表の一番下になりますが、声と点字の図書館への謝辞となっております。ほか2件につきましては、表の左側に記載しておりますように、コーディネーターの配置による読書環境の改善や、子供の成長などに応じた情報提供や支援を求める内容でした。いずれも計画案に一定盛り込んでおり、右側に記載しているように、当事者である読書が困難な方や家族、支援者や関係機関はもとより、広く県民の皆様に周知を行っていくとともに、読書バリアフリーサービスを提供する市町村立図書館等の職員への情報提供や研修の実施などを行うことにより、計画の推進に取り組むこととしております。

最後に、3ページ以降が計画案の本体となっております。1ページで概要を説明させていただきましたので、本体の説明は省略させていただきます。

本日の御意見を踏まえまして、来月の定例教育委員会に最終案を付議し、計画を策定してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 全国的には、点字図書館は県が設置するべきもので、高知県は独自に高知市が設置をしてという歴史的背景もありますけど、こうしたバリアフリーに関しての読書環境を整えるということでは、県の役割は本当に大きいと思うんです。資料10ページの令和5年8月に実施した読書バリアフリー計画に関する調査で、計画の策定であるとか、いろいろと市町村の状況がありますが、まだまだ策定されていないところがあったり、不十分なところが多いです。先ほども研修とかありましたけど、こういう数字を上げていく、全ての市町村でしっかり計画を持っていくという点では、今後こういった取組をされようとしているのか説明をお願いします。

◎原生涯学習課長 1ページの右側の基本方針と主な取組に書いておりますように、繰り返しになりますが、基本方針の2で市町村への支援ということで、市町村立図書館への読書支援機器の使用方法であるとか、読書バリアフリーに関する研修の実施、また、基本方

針3に書いておりますように、今回の計画で一番大事なのは、読書バリアフリーの取組の周知、普及啓発かと考えております。先ほども説明したように、リーフレットの配布等と書いておりますが、もちろん説明を伴って市町村等に周知していく。また、その下にありますように、教職員や学校図書館職員を対象とした研修会等の開催もしていきたいと考えております。

◎細木委員 繰り返しになりますけど、すごく県の役割は大きいと思うので、予算的な措置も含めて、人の配置とかを強化しながら進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

次に、高知県いじめ防止基本方針の改定について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎山中人権教育・児童生徒課長 高知県いじめ防止基本方針の改定について御説明させていただきます。基本方針に係る資料としまして、資料1改定案の概要、資料2改定案を準備しております。本日はこの資料1で御説明します。

資料の上段に、今回の高知県いじめ防止基本方針の2次改定までの経緯をお示しております。今回、平成29年度改定に続いての2次改定を行うに当たり、昨年度から、高知県いじめ防止対策連絡協議会におきまして、必要な内容等の協議を重ねてまいりました。改定の背景としましては、前回の改定から社会情勢の変化と国の動きとしまして、対処的な生徒指導から、未然予防的ないじめをしない・させない生徒指導への転換や、社会総がかりのいじめ防止対策の推進が示されることが挙げられます。また、本県のいじめの現状と課題としまして、いじめを見逃さない積極的ないじめ認知に向けた取組が進む一方で、いじめの重大事態が発生していることや、全国的にネットいじめが増加傾向となり、高知県においても同様の傾向が見られております。

これらのことから、県基本方針の改定が必要と考えまして、2回目の改定を行うことといたしました。資料中段からの基本方針の改定の概要を御覧ください。

まず左に今回の改定に向けた重点ポイントを3つ、そのポイントに沿っての改定の概要を右に4点示しております。①から③は既に取組を進めている内容でして、新たに記載することとしており、そのページ数を横に記載しております。今回の改定に当たり、最も新たな取組としては、④子どもたちがいじめ問題を自分事として議論する場の設定です。各学校や市町村ごとに、子供たちがいじめ問題を自分事として議論できる場を設定し、市町村や学校のいじめ防止基本方針の見直しに、児童生徒が参画することで、子供たちが主体的にいじめ問題に取り組みもうとする態度を育むことを目指すものです。

そこで、まず、県としましては、県基本方針の改定に当たり、子供の声を生かすべく、

高知県いじめ防止基本方針の高校生向けの案を作成しまして、県立高等学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に、1人1台端末を活用した意見募集を実施し、600名を超える生徒から意見を寄せていただきました。その後、寄せられた意見を踏まえまして、今年11月に高校生によるいじめ問題についての意見交流会を開催し、19名の学校代表生徒の参加を得て、いじめをなくすために自分たちができることなど、高校生ならではの視点での協議を行いました。こうした取組を通して得た生徒の意見を、県の基本方針に取り入れ、その箇所が分かるようにも記載しております。さらに、県基本方針を踏まえて作成される市町村及び学校の基本方針の見直しにつきましても、児童生徒がいじめ問題についての意見を表明し、いじめ防止の取組に主体的に参画することの必要性を新たに記載もいたしました。また、今回の改定においては、広く県民の方々にも御理解いただけるよう、全体的に読みやすい表現に整えております。あわせて、子供たちにとっても分かりやすいよう、児童生徒向けの基本方針も現在作成しているところです。高校生向けのデザインにつきましては、高知工業高校の総合デザイン科の生徒が担当し、今デザインを整えているところです。

なお、今回の改定案につきまして、パブリックコメントを募集しております。1名より1件、本基本方針は第三者により改定されるべきではないかという旨の御意見をいただきました。「この県の基本方針は、国の基本方針を参酌し、定めるものとされておりまして、関係機関及び団体に属する方並びに学識経験者等も含めて構成されております高知県いじめ問題対策連絡協議会において、意見をいただき作成しているものです」という回答をいたしました。

改定につきましては、この12月とします。また今後は、各学校の基本方針の見直しに生かされるよう、しっかり周知を進めてまいります。さらに、子供の声を生かしたいじめ防止の取組を、関係各課、機関と連携しまして進めてまいります。

以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 ネットのいじめが増加傾向という記載があります。この基本方針の未然防止の取組で、警察等と連携して、ネットいじめについて考える教育の推進ということですが、県は部落問題についてネットのパトロールを業者に委託して、どんな記載がインターネットであるのか調べていると思うんです。ネットのいじめということでは、そういうパトロールであるとか、警察とどんなことで連携してやるのか。啓蒙活動で終わってはいけないというか、具体的にネットいじめに対する抜本的な対策が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

◎山中人権教育・児童生徒課長 ネットパトロールですけれども、これは個人の、いわゆる個人情報漏えいしていたり、個人の名前が出たり学校名が出たり、それから、誹謗中傷するもの、それからいじめにつながるものも全てパトロールで検索をしております。

決算特別委員会でも検索機会が少ないという御意見もいただきましたので、次年度に向けて、検索機会を上げて、A Iによる検索もしていけるように現在検討しているところです。

◎細木委員 ぜひ、そういう予算措置も含めてしていただきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎三石委員長 それでは、警察本部について行います。

初めに、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎高清水本部長 それでは、警察本部提出の予算議案2件、条例議案4件の計6件について御説明を申し上げます。

まず、警察本部提出の補正予算議案について御説明いたします。議案補足説明資料の1ページを御覧ください。

まず、債務負担行為の追加としまして、下から2つ目の運転免許窓口事務委託料2,986万8,000円及び次の運転免許証更新時講習委託料4,072万円の2項目をお願いするものです。

次に、追加議案としまして第29号議案の令和6年度高知県一般会計補正予算の所管分について御説明いたします。議案補足説明資料の2ページを御覧ください。補正予算見込額は款14警察費の欄に記載のとおり、警察総務費の総額で7億5,744万7,000円の増額です。この内訳は、高知県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に基づく職員の給与費や会計年度任用職員の報酬の補正のほか、時間外勤務手当の特別要求などに係るものです。各議案の詳細につきましては、後ほど会計課長から説明をさせます。

次に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案について御説明いたします。議案補足説明資料の3ページを御覧ください。

今回の条例改正は、刑法における懲役及び禁錮を廃止し、これらに替えて拘禁刑を創設することなどを内容とする法改正が令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の懲役、禁錮に係る規定箇所を拘禁刑に改めるなどの所要の整理をしようとするものです。詳細につきましては、警務部長から後ほど説明をさせます。

次に、第12号議案の高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。議案補足説明資料の4ページを御覧ください。

本議案は、宿毛警察署の新築移転に伴い、同署の位置について、宿毛市幸町から宿毛市希望ヶ丘へ改正するものでございます。

次に、第13号議案の高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。議案補足説明資料の5ページを御覧ください。

この条例は、運転免許試験手数料、免許証交付手数料等の運転免許等に係る手数料の額を改定するとともに、新たに導入される特定免許情報の個人番号カードへの記録に係る手数料を請求することとしようとするもの、また、併せて自動車保管場所に係る保管場所標章の交付または再交付に係る手数料を廃止する等必要な改正をするものであります。詳細につきましては、後ほど交通部長から説明をさせます。

最後に、第28号議案の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明いたします。議案補足説明資料の6ページを御覧ください。

本議案は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和6年10月11日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の改定等並びに職員の昇給制度等について必要な改正をしようとするものです。改正の具体的な内容については、総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略させていただきます。

以上で、提出に係る議案の説明を終わります。

〈警務部〉

◎三石委員長 続いて、警務部長の説明を求めます。

◎柿沼警務部長 私から、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例議案につきまして御説明いたします。7ページを御覧ください。

拘禁刑の創設につきましては、資料中段の1刑法改正の概要を御覧ください。近年、受刑者の改善更生、再犯防止の重要性について認識が高まる中、受刑期間中の作業従事が受刑者の改善更生等に有用であるとの見解もあり、例えば拘置期間中の作業従事が義務づけられていない禁錮刑の受刑者が、受刑生活のめり張りなどを求め、自ら希望して作業に従事する、いわゆる請願作業が広く行われているといった事情もございました。こういったことを踏まえ、現行の懲役と禁錮の区分にとらわれず、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導等をベストミックスした処遇を行うことを目的として、拘禁刑が創設されることとなりました。

この刑法の改正に伴いまして、警察本部所管では、6本の条例改正が必要となっております。具体的には、資料下段左側にお示ししている高知県暴力団排除条例における罰則規定に懲役と規定しておりますところを、拘禁刑に改めようとするもの等です。そのほか、5本の条例についても同様の整理をすることとしております。

なお、今回の条例改正は、刑法改正の施行の日と同日の令和7年6月1日から施行することとしております。

提出に係る議案の説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 資料で先ほども説明がありましたけど、受刑者の改善更生、再犯防止の重要性の高まりということで、これは前進であるとは思いますが、諸外国と比べて、こういう刑務所であるとか拘置所であるとかの環境については、日本はちょっと遅れていると聞いたことがあるんです。こういう法改正に関連して、そういうハード的な整備をしないといけないというような必要性はないんでしょうか。

◎柿沼警務部長 警察所管ですと留置場ということになりますけれども、留置施設内における環境整備は、留置施設視察委員の御意見などを踏まえながら、順次取組を進めているところです。また、人権に対する指導、教養と職員に対する指導を引き続き継続して行ってまいりたいと思っています。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈交通部〉

◎三石委員長 次に、交通部長の説明を求めます。

◎柳瀬交通部長 それでは、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について説明いたします。資料の8ページを御覧ください。

高知県警察手数料徴収条例の一部改正について、まず、免許センターが所管する内容から説明させていただきます。本条例の改正は、資料上段にありますとおり、道路交通法施行令の一部改正により、運転免許試験手数料をはじめとした手数料の標準額が改定されること、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が導入されることに伴って、新たに徴収することとなる手数料が新設されることに対応するためのものです。

新しい免許制度であるマイナンバーカードと運転免許証の一体化については、資料中段左側の①に概要を示しています。この制度は、令和4年の道路交通法改正により新設され、令和7年3月24日から導入される制度であり、マイナンバーカードのICチップ内に運転免許の各情報を記録することにより、マイナンバーカードに運転免許証機能を持たせることを可能とするものです。一体化により、住所等変更のワンストップ化など運転免許手続に係る利便性を向上させることができます。この一体化に伴い、特定免許情報記録手数料という手数料が新たに設けられることとなりました。また、今後は免許証の保有形態を、従来どおり免許証のみ、免許証とマイナ免許証の2枚持ち、マイナ免許証のみの3パターンから自由に選択できるようになりますが、免許証更新手数料などが細分化されることから、そのための改定がなされています。

続いて、②の更新時講習におけるオンライン講習の導入ですが、これまで免許センターや警察署で実施していた対面式の更新時講習のうち優良講習と一般講習に限り、スマートフォンやパソコンなどを用いたオンラインによる受講が可能となるものです。この導入に伴い、講習手数料中にオンライン講習の手数料200円が新設されており、この額は優良講習

も一般講習も同額となっています。現行の講習手数料は優良講習500円、一般講習800円ですので、オンライン講習を受けることで手数料が安くなります。なお、オンライン講習を受講することができるのはマイナ免許証を保有する人に限られますが、24時間どこでも受講することができるほか、事前受講により免許センターなどでの更新手続時間が短縮されるなどのメリットがあります。

マイナ免許証などに係る手数料については、資料右側を御覧ください。先ほど御説明したとおり、免許証等の保有状況によって細分化されていることから、新たに免許証を取得する場合や、現在運転免許証を保有している人が保有形態を変更する場合に限った一部のパターンで記載しています。

まず、新規の免許を取得する場合ですが、保有状態を3パターンから選択できるわけですので、手数料の額については、免許証のみ2,350円、免許証とマイナ免許証の2枚持ちであれば2,450円、マイナ免許証のみであれば1,550円となります。

次に、現在運転免許証を保有している人が、免許更新の機会とは別に、希望して保有形態を変更する場合に必要な手数料の額については、マイナ免許証のみに変更する場合であっても、運転免許証とマイナ免許証の2枚持ちにする場合であっても、特定免許情報記録手数料の1,500円のみとなります。

最後に、免許更新時の手数料ですが、更新後に免許証のみにする場合、更新手数料は2,850円、優良講習の対象者であれば講習手数料500円を加算した3,350円、更新後に免許証とマイナ免許者の2枚持ちにする場合、更新手数料は2,950円、同じく優良講習であれば合計3,450円、更新後にマイナ免許証のみにする場合、更新手数料は2,100円、同じく優良講習であれば合計2,600円となります。さらに、優良講習対象の人が手数料200円のオンライン講習により免許更新をする場合は、それぞれこれよりも300円少なくなるわけですが、現在優良講習による免許更新時の手数料は合計3,000円ですので、いずれにしてもマイナ免許証のみの場合であれば、手数料額は少なくなります。

以上が、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関することですが、本年度は、物件費や人件費の変動を考慮した定期的な手数料標準額の見直しが行われたため、これに従って、令和7年3月24日から運転免許関係の各種手数料を全体的に見直したいと考えております。

高知県警察手数料徴収条例の一部改正につきまして、引き続き、交通規制課が所管する内容を説明させていただきます。同じ資料の上段にある一部改正の理由のうち、後段に記載したように、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年4月1日をもって、自動車保管場所標章が廃止されることとなりましたので、県条例で規定されている標章の交付または再交付に係る手数料を廃止する改正をするものです。

資料の右下に掲載している丸いシールが自動車保管場所標章です。この標章は、いわゆる車庫証明の自動車保管場所制度の手続の中で、自動車保有者へ交付されるものでして、現在は、自動車のリアガラスなどに貼付して表示することが義務づけられています。この標章を交付または再交付する際は、交付に係る手数料として500円を徴収しておりますが、このたびの法律の改正で標章が廃止されることに伴い、令和7年4月1日からこの手数料自体を廃止するものです。

車庫証明の制度自体に変更はなく、自動車保管場所証明に係る申請手数料2,200円については現行どおりとなります。この標章の制度は、駐車環境の深刻な悪化等を背景に、平成2年に創設されたわけですが、30年以上も経過し、保管場所情報に係るデータベースの整備などにより標章の必要性などが見直され、廃止することとなった次第です。

私からの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 マイナ免許証で、免許証の持てるパターンが3パターンできるということですが、かなり複雑になるのではないかと思います。これは実務的にも大変ではないかなと思うんですけど、そうした負担増にならないか伺いたと思います。

◎柳瀬交通部長 まず、今は自動申請受付機を導入しております。免許証を置いていただいて、タッチパネルで希望する免許の更新する種別を押していただければ自動的に金額が出るようになっています。それで、いろいろ複雑になるんですけども、金額の間違いについては少なくなるであろうと。それと、肝心の業務負担なんですけれども、この3パターンができることによって確かに個々の業務自体は複雑化するわけですが、それについては、窓口で自動受付機の案内をする係を増員するなどして、窓口に座っている職員の負担ばかりが増大しないような委託にしようと考えているところです。

◎岡田（芳）委員 なかなか大変だとは思いますが、それで、やはりマイナカードにできるだけ集約しようという意図が見えるわけなんですよね。便利さは、かえってリスクも伴うということもありますので、なくしたら大変だし、そういうリスクもしっかりと見ておかなければならないと思います。確かに、オンラインで講習を受けられるとか、利用者にとって若干負担軽減につながることもありますけれども、一方で、そういうリスクもあるのではないかなと思います。

それともう1点。本会議での質問の中で、国際免許のときに、日本の免許証の提示が求められるケースがあるという答弁があったと思うんですけども、もうちょっと具体的にその中身を教えていただけたらと思います。

◎柳瀬交通部長 日本人が、例えば渡航先で車を運転する場合、国際免許証の交付を受けていくのか、あるいは現地でその国の免許証を取得するという方法を取らなくてはいけなわけなんですけれども、現地の免許証を取る場合、必ず日本の免許証を提示して手続を

思っていて、言い抜かっていたので言わせていただきました。

◎細木委員 保険証との一体化で、顔認証がなかなかできないとかいろいろ医療機関でトラブルがあるんですけど、実施するに当たってテストとかはやっていると思うんですね。警察の方に呼び止められて免許を見せなさいと言われたときに、通信環境がすごく悪いところとかで端末でちゃんと読み取れることができるのかとか、保険証と同じように顔認証でトラブルがテスト中にあったとかの事例は報告されてないでしょうか。

◎柳瀬交通部長 可能性としては、よほど山奥で携帯電話の電波も届かないところだったら、そういうことは想定はされるわけですがけれども、一般的な状況下においては、それは想定しておりません。

◎細木委員 顔認証とか大丈夫ですか。

◎柳瀬交通部長 顔認証は、警察官が情報端末をそれぞれ持っていまして、それでマイナンバーカードであったら、カードを当てたら中の情報が読めるわけなんですけれども、それに顔も出てくる扱いになります。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈会計課〉

◎三石委員長 次に、会計課長の説明を求めます。

◎田中警務部参事官兼会計課長 それでは、続きまして、議案補足説明資料の9ページを御覧ください。まず、債務負担行為の追加について御説明いたします。

1つ目の運転免許窓口事務委託料の2,986万8,000円は、運転免許センターや各警察署における運転免許証の更新や再交付などの窓口業務を委託するものです。先ほど来説明がありましたとおり、令和7年3月24日に開始されることとなりました運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴う新たな手続や事務作業に対応するための経費をこの委託料に盛り込んでおり、現在の契約と比較しますと約1,040万円の増加としております。

2つ目の運転免許証更新時講習委託料の4,072万円は、運転免許証の更新を受けようとする者に対する優良、一般、違反等の区分に応じた講習の実施を委託するものです。この委託業務においては、内容の重複していた講習の見直しを行い、現在の契約と比較しますと約600万円の減額としております。

いずれの業務につきましても、契約までの準備期間などを考慮しまして、今回の補正予算でお願いするものです。

次に、追加議案について御説明いたします。資料10ページ、公安委員会補正予算総括表を御覧ください。補正予算の総額は7億5,744万7,000円の増額であります。

続きまして、11ページを御覧ください。右側の説明欄に記載してありますとおり、人件費及び一般運営費の補正であり、人件費の補正総額として7億3,540万8,000円、一般運営費の補正総額として2,203万9,000円をそれぞれ計上しております。その内訳としては、報

酬が1,490万7,000円、給料が3億950万8,000円、職員手当等が3億6,794万8,000円、共済費が6,508万4,000円であり、いずれにつきましても、高知県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に基づく職員の給与費や会計年度任用職員の報酬の補正のほか、時間外勤務手当の特別要求などによるものです。

私からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森（美）委員 債務負担行為で毎年12月に手続をされると思うんですけど、先ほど、運転免許証更新時講習委託料が600万円減額になったということで、この理由については。

◎田中警務部参事官兼会計課長 これまで、一般、優良、違反のそれぞれの講習ごとに予算を組んでおりましたけれども、今後講習につきましては、初回運転者講習と違反運転者講習の内容がほぼ同じということもございまして、これを一緒に1回の機会を実施するという形で、回数が減ったことが原因となっております。

◎西森（美）委員 私の記憶が間違っていなかったら、令和4年度と5年度は2年間で契約期間があったと思うんですけど、令和6年度から1年になって、令和7年度でも1年にするというのは、これから単年度でずっと契約をしていく方向なんでしょうか。

◎田中警務部参事官兼会計課長 今回1年としておりますのは、今後オンライン講習の見込みがあり、まだ本年度はスタートしておりませんので、どのくらいの受講率になるのかも見極めた上で適正な予算額を算定するために、まず、取りあえずは1年で試算をして今後の対応を決めたいということで、令和8年度以降は複数年でお願いするような形で準備したいと思っております。

◎西森（美）委員 ということは、この運転免許窓口事務委託料も今いろいろと変化があるので、今回は単年度ですけど、その後はちょっと長期にしてスケールメリットを発揮するか、その段階で考えられるという趣旨でしょうか。

◎田中警務部参事官兼会計課長 委員おっしゃるとおりでございます。今後の動向を見極めまして、適正な予算価格の算定等に努めてまいりたいと考えております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《監査委員事務局》

◎三石委員長 次に、監査委員事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎岡林監査委員事務局長 監査委員事務局補正予算につきましては、資料の右の説明欄にございますように、監査委員事務局職員の人件費872万3,000円、会計年度任用職員の人件費99万6,000円の合計971万9,000円の増額をお願いしております。補正の主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の改正案に係る給料月額及び

勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、職員の新陳代謝などによるものです。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎三石委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎笹岡人事委員会事務局長 資料の3ページの左から3つ目の欄にありますとおり、1,558万6,000円の増額補正でございます。右端の説明欄のとおり、全て人件費の増額補正で、補正の主な理由としましては、他部局と同様になりますけれども、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る事務局職員の給料月額及び勤勉手当等の増額改定のほか、職員の異動による新陳代謝に伴う人件費の変動によるものなどです。

補正予算の説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《教育委員会》

◎三石委員長 ここで、高等学校課から、質疑における発言内容の一部訂正を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈高等学校課〉

◎並村高等学校課長 A L Tの委託料についての西森委員からの御質問の中で、私の回答としまして、1人当たり月額43万7,800円が支払われるとお伝えをいたしました。43万7,800円は業者に支払われる金額となっております。そして、業者で必要経費などを取りまして、A L Tには直接は28万円から35万円、これは本人の経験年数により金額が変わっておりますが、その金額がA L Tに入るとい形になります。訂正をさせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

《議会事務局》

◎三石委員長 次に、議会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎中島議会事務局長 議会事務局からは補正予算3件をお願いしております。議会事務局の議案補足説明資料の2ページ、左から2つ目の補正前の額の欄を御覧ください。

令和6年度の当初予算額は10億5,000万円余りですが、今回補正額として1,957万2,000円の増額をお願いしております。補正予算の内訳は右の説明欄を御覧ください。1 議会運営費の議員報酬等207万9,000円は、高知県人事委員会の勧告に基づく一般職の勤勉手当の改定を考慮した議員等の特別職の期末手当の改定による増額を見込んだことによるものです。2 人件費の一般職給与費1,375万6,000円につきましても、事務局職員29名の給料月額及び勤勉手当等の改定に伴う増額を見込んだことによるもののほか、職員の通勤手当、児童手当等の新陳代謝によるものです。3 事務局運営費の373万7,000円につきましても、各会派等に配置しております会計年度任用職員の報酬、給料月額及び勤勉手当等の改定に伴う増額を見込んだものです。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

《採決》

◎三石委員長 これより採決を行います。今回は議案数13件、予算議案5件、条例その他議案8件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 挙手多数であります。よって、第13号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「令和7年度当せん金付証票の発売総額に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号「高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第27号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第28号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号「令和6年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第30号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号「令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第36号「令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第36号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《請願》

◎三石委員長 次に、請願について審査を行います。

請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

◎ 我が党では、これはもうずっと以前から出ている内容を基本的に、それぞれ執行部からも御説明あったんですけど、ある一定は改善されながら、その方向で前進はしています。やっぱり現実的に、例えば30人学級以下にするために先生の数を増やそうとすると、100人単位で先生が必要になるとか、先生の確保を実行していくとなると、なかなかこれは現実的に難しいんじゃないかというところで、この請願については、このままで賛成をし

ていくことは難しいんじゃないかなというところがありました。全体的には、執行部がやってくださっていることを、国とも様々な形で協議しながら、今後も進めてもらいたいというところが大体の意見でした。

◎ 特に、一月以上代替の教員が来ないというのが増えてきて、100人を超えているのよね。その辺はもっと改善を本当にやらないと、子供たちがちょっとかわいそうというか、教育権を奪うことにもなりかねない、なっている。実態が。そこは国が動くということではなくて、高知でできることは県教委としてしっかりと教育の機会を保障する対応をしてもらいたい。この思いはやっぱり大事にせないかんと思っております。

◎三石委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2-1号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。小休とします。

(小休)

◎ これも先ほど述べた内容とほぼ同じような感じで、県としても様々な部分で努力されながら、少しずつ改善されながらやっている。やっぱり国にお願いせないかんこととかあったりして、なかなかこのままでオーケー出して、直接、賛成するには難しいなということでした。

◎ 私学との格差が実際にありますので、やっぱり同じ教育を保障するという点では、あまり格差がないほうが望ましいと思うので、その意見は述べておきたいと思います。

◎三石委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これにより採決を行います。

請第3-1号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎三石委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、邦人保護のため中国における万全の措置を取るよう求める意見書（案）が、自由民主党、一燈立志の会、公明党、自由の風から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休とします。

（小休）

◎ 最近、中国の関係が、邦人が襲われたりとか様々な事象があつて、渡航するには日本の危険レベルが今の段階で1ということで、他国に比べても少し緩いような感じもするところがあるんです。そういったことも含めて、渡航には十分に注意して安全に行けるような対策を、国にも求めて、やっていただきたいというような意見書でございますので、ぜひお願いしたいと思います。

◎ 意見は一致しますかね。

◎ 趣旨は分かるんですが、もう少し具体的にどうしてほしいというのがあったらいいかなとは思いますが。

◎ かなり具体的な内容になっている気はするんですけど。

◎ レベルを上げるがやったらお金は要らんけど、予算措置とか。

◎ このレベルの問題については、自分たちでもいろいろ協議したんですけど、対外的な問題もあるし、レベルの話をここで入れていくのはちょっと難しいだろうというところもあつたりして、安全が確保できるような体制を国にもお願いしたいという内容になりました。

◎ どうですかね。一致しないのか、文言修正か、一致するのか。

◎ 反対はできんけどね。

◎ 予算措置を何かもう少し具体的に、安全に関する予算措置とか。

◎ 対策ですね。

◎ もうえいろう。

◎ いいです。

◎ 具体的にこんなことをとかいうのがあったら、またあれやけど。ちょっとこれは、大きく言っています。

◎ いいでしょう。

◎三石委員長 正場に復します。

意見が一致しましたので、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、

細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長、御異議なしと認め、よってさよう決しました。

次に、脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書(案)が、公明党、自由民主党、日本共産党、一燈立志の会、県民の会、自由の風から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ これまで脳脊髄液減少症と言ってきましたけど、正式には漏出症ということで。保険適用から診療報酬の引上げ、県議会でも意見書を出していただいて、一つ一つ前進させていっています。大きく残っているのはこの2点で、まだまだ脳脊髄液漏出症という病気自体が認知されていないということと、保険に関しても、診察ではっきり分かったとしても課題があるので、労災保険と同じように開示をされるような制度にしてもらいたいというのが1点目。

2点目が、自賠責の保険に関しては、高次脳機能障害とかは専門医による認定システムがあるんですけど、それと同等のものを整備をしてもらいたいということで、この2点を意見書として取りまとめたものです。

◎ 全部の会派から出てるからえいろう。

◎ はい。

◎三石委員長 正場に復します。

そしたら、意見が一致したということで、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

さっきの分も、意見が一致で、修正じゃなくていいですね。

(異議なし)

◎三石委員長 確認をさせていただきました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日17日の委員会は休会とし、18日水曜日の10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますのでよろしく願いいたします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(16時49分閉会)